

北広島町過疎地域持続的発展計画

— 令和8年度 ~ 令和12年度 —



令和8年3月

広島県山県郡北広島町

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 北広島町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	11
(3) 行財政の状況	16
(4) 地域の持続的発展の基本方針	19
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	21
(6) 計画の達成状況の評価に対する事項	22
(7) 計画期間	22
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	22
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	23
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	23
(3) 計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	25
3 産業の振興	26
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	27
(3) 計画	30
(4) 産業振興促進事項	31
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	31
4 地域における情報化	32
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	32
(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	33
5 交通施設の整備、交通手段の確保	34
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	34
(3) 計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38
6 生活環境の整備	39
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	41
(3) 計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	45
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	47
(3) 計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	49
8 医療の確保	50
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	50
(3) 計画	51
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	51
9 教育の振興	52
(1) 現況と問題点	52
(2) その対策	53
(3) 計画	55
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	55
10 集落の整備	56
(1) 現況と問題点	56
(2) その対策	56
(3) 計画	57
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	57
11 地域文化の振興等	58
(1) 現況と問題点	58
(2) その対策	58
(3) 計画	59
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	59
12 再生可能エネルギーの利用の推進	60
(1) 現況と問題点	60
(2) その対策	60
(3) 計画	60
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	60
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	61
(1) 現況と問題点	61
(2) その対策	61
(3) 計画	62
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	62
事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	63

1 基本的な事項

(1) 北広島町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

① 位置・面積

本町は、広島県の北西部である芸北地域のほぼ中央部に位置する。さらに、中国地方の広がりの中でみても、その中央部に位置する地域である。

本町の北及び西は、中国山地の稜線が連なり、それを境に島根県と接し、東は安芸高田市、南は広島市や安芸太田町が位置している。

また、行政区域の面積は、646.20 km²で、山県郡全体のおよそ2/3を占め、町としては県内最大規模である。

② 地形

本町と島根県との県境付近には、中国山地の稜線が位置し、西から高岳、大佐山、冠山、天狗石山、三ツ石山、阿佐山、畳山と1,000m級の山々が連なる。

こうした稜線を有する本町の北西側の芸北地域では、県境付近以外にも、臥竜山、掛頭山、毛無山など1,000m級の山があり、集落地や農地は標高700m台、600m台を中心に位置し、高原状の地形となっている。また、本町の北東側の大朝地域は、芸北地域よりも標高は低いものの、江の川やその支流沿いに標高400m前後の平地部が広がり、寒曳山などの山々やそれから伸びる丘陵地などとともに、高原状の地形を構成している。

これら高原状の地域の南に、千代田地域、豊平地域は位置する。このうち千代田地域は、江の川沿いにまとまった平地が盆地状に広がり、なだらかな丘陵地も存在する。また、豊平地域は、山々に抱かれながら、平地部・集落地などが点的に立地し、高原状・盆地状の地区、丘陵地、河川沿いの山間地、棚田集落など、多様な地形条件となっている。

③ 水系

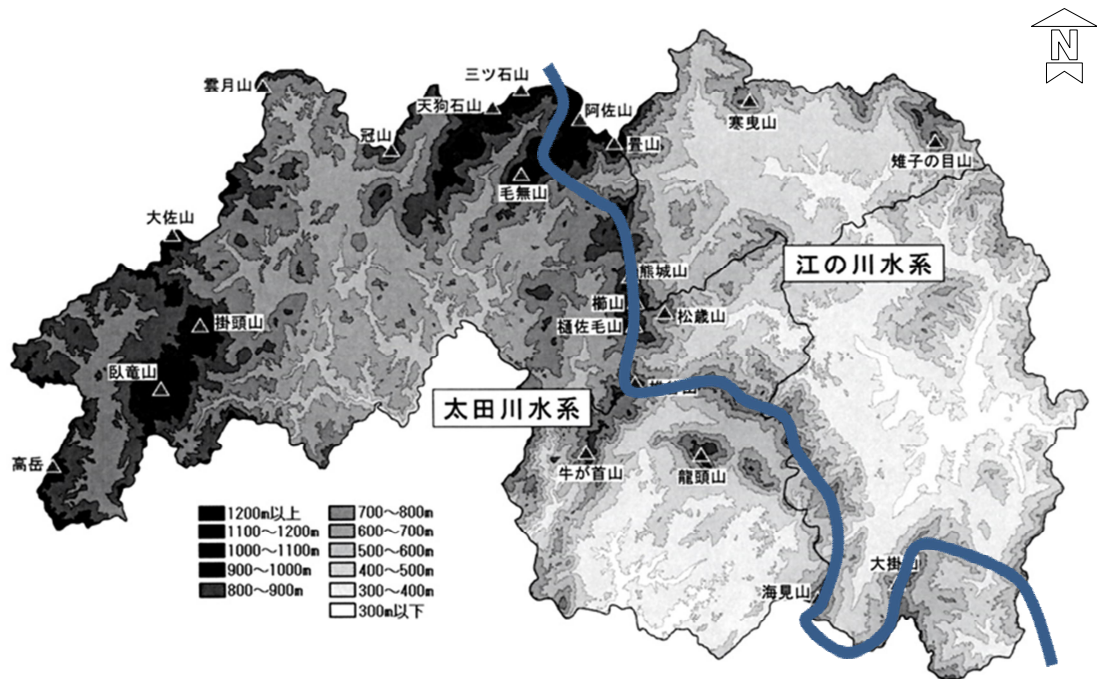
本町は、中国地方を代表する江の川と太田川水系の2つの源流域に当たり、主として東側が江の川水系、西側が太田川水系となり、日本海と瀬戸内海の2つの海につながる。

④ 気候

本町は、中国山地の稜線付近に位置し、瀬戸内海沿岸部と比べると降水量が多く、特に冬期にその傾向が強く、中国山地内陸型の特色を表している。

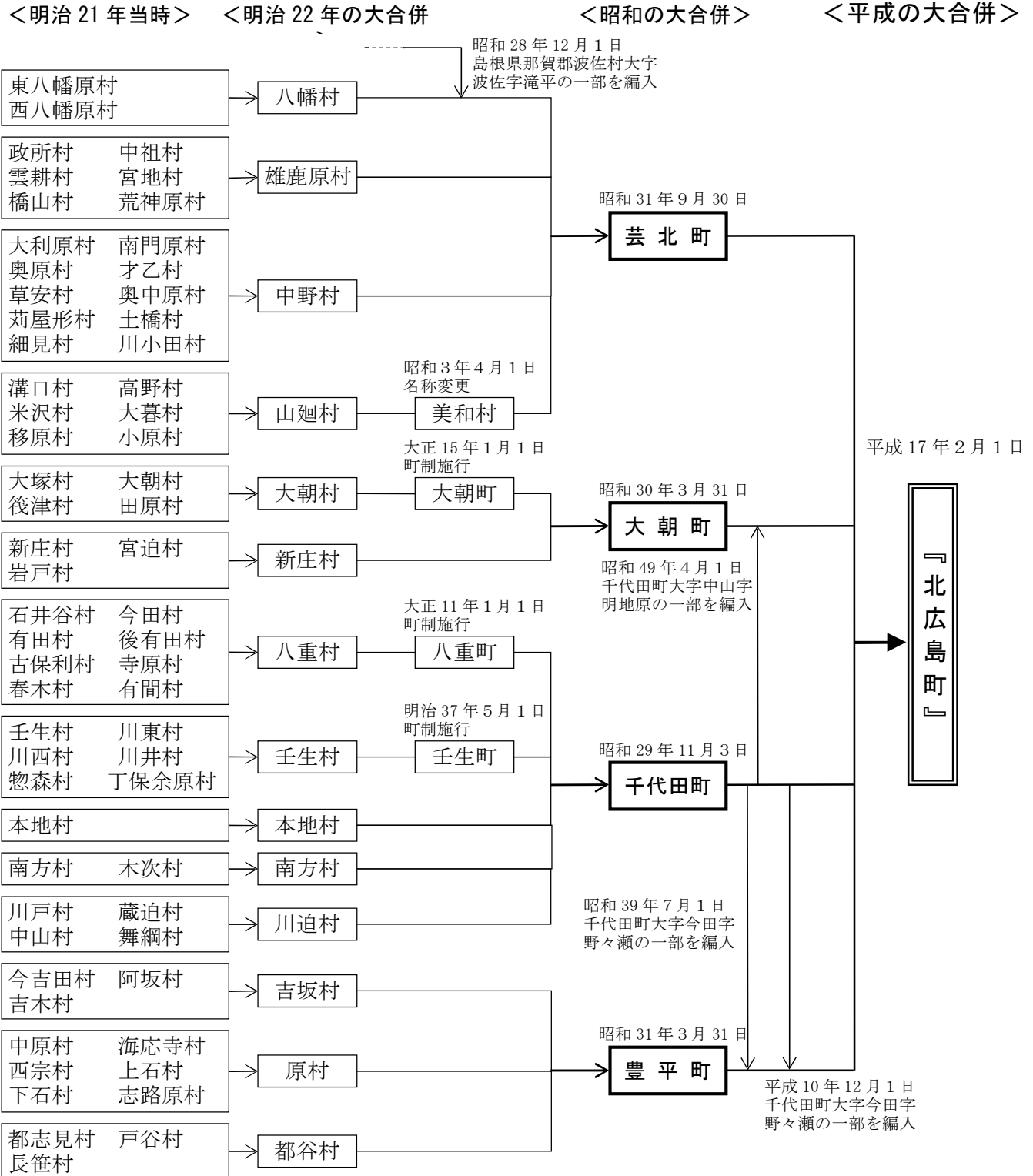
また、本町のうち芸北地域では冬期の積雪量が多く、スキー場が多数立地し、大朝地域もそれに準じた気候条件であり、夏期は比較的清涼な気候となっている。

図 1 - 1 北広島町の地形・水系



(イ) 歴史的条件

本町の変遷をみると、明治22年のいわゆる明治の大合併で14村となり、昭和29年から昭和31年にかけてのいわゆる昭和の大合併で4つの町（芸北町、大朝町、千代田町及び豊平町）が誕生し、平成17年2月1日にその4町が合併し、北広島町が誕生した。



(ウ) 社会的条件

本町における主要な道路網としては、中国自動車道と浜田自動車道、一般国道186号、191号、261号、433号などが通り、インターチェンジが2箇所設置されるなど、山陰山陽の中間地点における交通の要衝となっている。

さらに、広島都市圏に接していることや交通条件、そして地域資源の活用などによって、観光・レクリエーションエリアとして、都市部との交流が多い地域である。特に、スキー場が集積する日本最南端の地域であり、中・四国、九州方面からの入込み観光客で賑わっている。

図1-2 北広島町の位置



(エ) 経済的条件

広島県市町民経済計算によると、令和4年度の総生産額は約1,279億円となっており、広島県の構成比と比較すると、第1次産業、第2次産業の割合が高くなっている。平成30年度と総生産額を比較すると、第2次産業、第3次産業は減少し、一方で第1次産業は増加している。

農林業については、農林業センサスによると、令和2年の総農家数は1,916戸、林業経営体数は250戸となっており、ともに減少傾向にある。また、令和5年度の農業総生産額の推計は、約83億円となっており、平成30年度と比較して増加している。

工業については、経済センサスによると、令和3年において、事業所数69事業所、従業者数3,611人、令和2年において年間製造品出荷額等約1,285億円となっている。それぞれの推移をみると、事業所数が減少傾向にあり、従業者数、年間製造品出荷額等は増加傾向にあったが直近では減少している。

商業については、本町は卸売業より小売業が中心となっており、令和3年の小売業の状況をみると、商店数171店、従業者数803人、売場面積11,936㎡、年間商品販売額約119億円となっている。商店数、従業員数、売場面積、年間商品販売額、いずれも減少傾向にある。

観光については、令和5年において、入込観光客数159万人、地元客53万人で合計212万人、観光消費額は19億円となっている。観光客数、観光消費額の推移をみると、令和2年から令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により減少していたが、近年は増加傾向にある。

イ 北広島町における過疎の状況

(ア) 人口等の動向

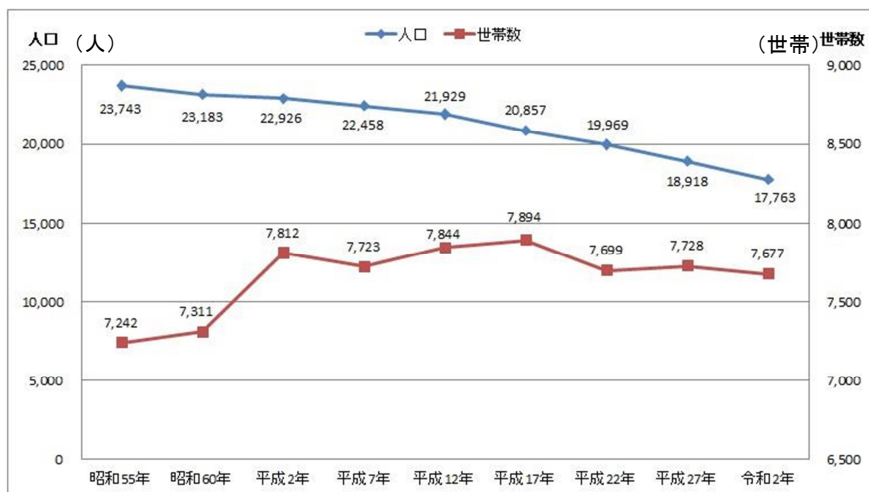
① 人口・世帯数とその推移

本町の人口・世帯数は、令和2年現在17,763人、7,677世帯となっている。

その推移をみると、人口については、減少傾向が続いており、最近10年間（平成22年から令和2年）でみると、2,206人、率にして11.0%の人口減少となっている。

世帯数については、平成17年をピークに減少しており、1世帯当たり人員も減少している。

図1-3 北広島町の人口と世帯数の推移（国勢調査）

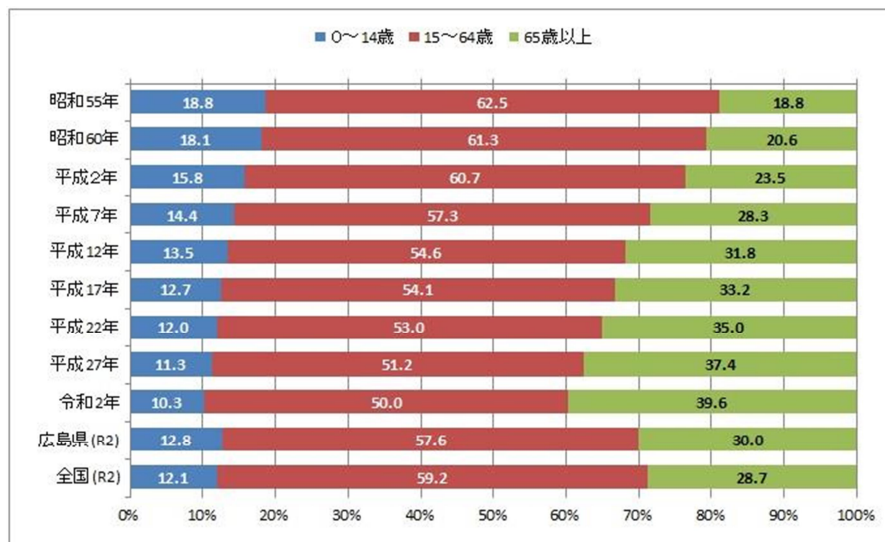


② 年齢3区分別人口

本町の令和2年の年少人口（0～14歳）比率は10.3%、生産年齢（15～64歳）人口比率は50.0%、老年人口（65歳以上）比率は39.6%となっている。これを広島県、全国の平均と比較すると、年少人口比率は1.8～2.5ポイント、生産年齢人口比率は7.6～9.2ポイント低く、老年人口比率は10ポイント以上上回っている。

また、その推移をみると、年少人口比率、生産年齢人口比率は減少傾向にあり、老年人口比率は増加傾向にあり、少子・高齢化が進んでいる。

図1-4 北広島町の年齢3区分別人口構成の推移と比較（国勢調査）



(イ) これまでの過疎対策

本町は、合併前において千代田町が「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年制定）によって特定市町（過疎地域指定から除外されたが、5年間の激変緩和措置を受けることができる地域）となっていたが、それ以前はいずれも過疎地域の指定を受けていた。

また、「合併市町村に係る過疎法特例」の適用に伴い、全町域が過疎地域に指定されることになった。

これまでの対策としては、合併前の4町（芸北町、大朝町、千代田町及び豊平町）において「過疎地域対策緊急措置法」（昭和45年制定）、「過疎地域振興特別措置法」（昭和55年制定）、「過疎地域活性化特別措置法」（平成2年制定）、「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年制定）、「過疎地域自立促進特別措置法」（令和3年制定）に基づいて、各種施策を進めてきた。

近年の特徴的・重点的な施策としては、教育環境の充実や耐震対策、プール施設整備などの教育振興、子ども農山村交流プロジェクトや道の駅第2期整備などの地域間交流促進、新規定住者に対する住宅建築費補助（地域通貨による）などの定住促進、広域避難道の舗装改良や橋りょう長寿命化事業、FTTH化による光通信回線の整備などの生活環境の整備、集会所整備などの集落整備、樽床収蔵庫付設民家雪害対策などの地域文化振興、過疎地域持続的発展法の失効や普通交付税の減少による財源不足に備えた過疎地域持続的発展基金の造成などをあげることができる。

(ウ) 現在の課題

本町は、依然として人口の減少傾向に歯止めがかからない状況にあるとともに、人口が微減している千代田地域と減少している他の地域とでは、過疎化などの状況に開きが生じている。

また、人口の減少と少子・高齢化が進む中で、子育て環境の整備や集落やコミュニティ機能の弱体化など、地域の活性化を支える基盤への影響が懸念される。

こうした中で、本町の課題を集約すると、次の点が指摘できる。

① 少子・高齢化への対応

本町の高齢化は、広島県や全国平均を上回る状況で進み、少子化については、出生数・出生率ともに令和元年以降横ばいとなっており、出生率は全国及び広島県と比較して低い値で推移している。今後は地域特性を踏まえた子育て環境の充実、高齢者の健康づくり、社会参加と生きがい創出を進めるなど、地域ぐるみで少子・高齢化や人にやさしいまちづくりに対応する仕組みを構築する必要がある。

② 多彩な拠点の整備・充実と地域構造づくり

本町には、スポーツ施設、文化施設、観光・レクリエーション施設などが多数立地しているが、その中には類似した施設などもあり、今後、全体的に施設の位置づけなどを整理し、役割分担と調整を図る必要がある。

また、個々の施設・拠点の整備・充実と併せ、道路交通網や情報通信網によるネットワーク化なども検討し、しっかりとした地域構造を形成していく必要がある。

③ 道路交通と情報のネットワークの形成

本町における暮らしや経済活動などの利便性、快適性、防災・安全性などを高めるためには道路・交通対策は不可欠であるが、道路構造物は老朽化が進んでおり、長寿命化を進めていく

ことが必要である。また、それぞれの地域をつなぐ道路網の整備・充実、高速道路インターチェンジへのアクセスの円滑化など体系的な道路交通ネットワークの形成や生活交通(バス路線)の確保・充実が求められる。

デジタル社会の到来により、急速に進歩している情報通信技術を行政サービスの向上やまちの活性化などに役立てるため、町内全域に光通信回線の基盤整備によりデジタル技術を活用し、DXの実現に向けて取り組むことは、これからのまちづくりにおいて重要な課題である。

④ 若者等の定住を促進する環境と条件づくり

道路交通網などの整備を進めるとともに、にぎわいや交流の場づくり、地域資源を生かしたうるおいのある空間づくり、教育環境・子育て環境の充実などに取り組む必要がある。

また、自然や田園環境などを生かした、本町ならではの魅力ある住まいづくりや住宅・宅地の供給、地域の特色・立地性を生かした産業振興や職場の確保なども大切である。

⑤ 自然環境の保全・活用と環境との共生

住民の環境に対する知識や認識を高めながら、日常生活からはじまる循環型社会の形成に取り組むことが大切である。

また、自然環境の保全・活用に努めながら、源流域をはじめとした豊かな自然を守り育て、次代に引き継いでいく必要があるため、省エネルギー推進や自然エネルギーの活用による豊かで持続可能なまちづくりを推進する必要がある。

⑥ 基礎的な生活圏やコミュニティが輝くまちづくり

それぞれの地域の生活中心地、コミュニティ拠点などの機能を維持・充実させるとともに、少子・高齢化、過疎化の中で、集落の生活・コミュニティ機能の維持・確保などに努める必要がある。

また、それぞれの集落等における世代間交流やコミュニティ活動を支援し、豊かな暮らしの場づくりを進めることも大切である。

⑦ 健康で安心して暮らせるまちづくり

少子・高齢化への対応を踏まえながら、保健・医療・福祉・介護を充実させ高齢になっても、また、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らせる環境を充実させるとともに、みんなで支え合う地域福祉の推進に取り組む必要がある。

⑧ 教育文化の環境づくりと一人ひとりが輝くまちづくり

基本的な人権の尊重のもとに、生涯にわたって学び、様々な活動に参加することのできる環境と条件を整備し、地域文化の創造やスポーツ・レクリエーション活動などへの住民の主体的な参加を促進する必要がある。

また、地域間交流や国際交流など多様な交流活動を進めるとともに、住民一人ひとりがまちづくりに参加し、活躍できる地域社会づくりや男女が共同参画していく社会の形成に取り組んでいくことが求められる。

⑨ 安全・安心の環境と条件整備

住民やボランティアなどの参加と協力を得ながら、ソフト・ハードの両面から災害に強く、犯罪の起こりにくいまちづくりに取り組むことが求められる。あわせて、近年の気候変動に対

応できる施設整備も必要となる。

また、地域の実情や社会情勢の変化などを踏まえ、交通安全対策や防犯対策に地域ぐるみで取り組む必要がある。

⑩ 地域の特色を生かし、生み出す産業づくり

地域の特色を生かした農林業や商工業の振興に努めるとともに、観光資源の再発見や再生可能エネルギー導入を再興し、その活用も必要である。

また、農林業と商工業、観光とのつながりの強化、起業の促進などは、地域経済の活性化だけでなく、にぎわいのあるまちづくりや人材の育成、UIJ ターンの促進などの可能性を持っている。

(エ) 今後の見通しと対策

我が国が人口減少時代を迎える中、「まち・ひと・しごと創生」を掲げ、中長期的な人口展望「長期ビジョン」とそれを実現する施策として平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。これを受け、本町でも平成 27 年に「北広島町人口ビジョン」及び「北広島町総合戦略」を策定した。

さらに、令和元年 12 月の国による「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定に伴い、本町も令和 2 年度から 5 か年の目標や施策の方向性を提示する「第 2 期北広島町総合戦略」を、令和 6 年に令和 7 年度から 2 か年の目標や施策の方向性を提示する「第 3 期北広島町総合戦略」を策定した。人口減少や少子高齢化に伴う問題として、防災上の安全の確保や生活を支える地域コミュニティの維持が困難になることが懸念され、地域経済への影響や教育、文化の伝承などに支障を来すことが想定される。これらの問題や危機感に対応するため、「北広島町での暮らし」を選択する定住者の増加、「結婚・出産・子育ての希望」をかなえられる環境の整備、高齢化・過疎化に対応した生活機能を維持できる地域づくりをめざすべき方向と定め、人口の減少に歯止めをかけ、地域の特性を生かし、住民のだれもが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりに取り組む。

今後、本町が持続的に発展していくためには、ひとを呼び込む「きたひろしまの魅力」発信や特性を生かした観光客誘致、若者などの UIJ ターンを誘引できるような魅力ある定住環境の整備、関係人口の創出・拡大による都市部とのつながりの強化、新しい時代の流れを力にする Society5.0 や SDGs の推進、安心して出産・子育てのできる環境づくり、ふるさとを愛する心と夢を育む教育の推進、高齢者をはじめ誰もが安心して暮らせる地域づくりと見守りネットワークの構築などを行うとともに、農業の高付加価値化や地場産業の活性化、「企業と企業」また「企業と人材」をつなぐ雇用の場の確保などに取り組むことが大切である。

また、新型コロナウイルスを契機とした仕事や生活様式のあり方の見直しに伴い、デジタル技術の進展や活用により過疎地域である本町が過密化した大都市圏からの移住ニーズや企業の分散需要を満たす有力な選択肢となっている。

このような現状や新たな潮流に迅速に対応することが求められており、今後も、「北広島町長期総合計画」等を基本に、「過疎地域持続的発展計画」を積極的に推進し、誰もが安心して心豊かに暮らせる魅力あるまちづくりの構築に取り組んでいく必要がある。

ウ 北広島町の社会経済的発展の方向の概要

これからの本町のまちづくりを進めていくうえで、過疎化及び少子・高齢化、地域内交通ネットワークの弱さ、集落機能の弱体化など、留意点や問題点への対応を図っていく必要がある。

加えて、次のような地域の特色・資源を生かしたまちづくり・魅力づくりも大切である。

- 東西・南北の高速交通体系の結節点を有する地域
- 中国地方の中央部に位置する県境の地域
- 多様な地形と環境を有する多自然居住地域
- 日本海と瀬戸内海につながる主要河川の源流域
- 日本最南端のスノースポーツの場が集積する地域
- 特色ある教育環境を備えた中山間地域
- 先人の培った歴史と有形・無形の多様な文化財が存在する地域
- 住民参加の多様なまちづくり活動が展開されている地域
- クリーンエネルギーを活用した多様な産業を展開する地域
- 再生可能エネルギーの活用により、子育て世帯を応援し気候変動に対応する地域

さらに、こうした特色・資源を生かしながら、広域的な役割も担っていくことが、持続的発展のために求められる。

① 自然や歴史文化を生かした多彩な体験学習・レクリエーション拠点づくり

豊かな自然環境、スキー場の集積、森林レクリエーションの場、有形・無形の文化財、体験施設の存在などを生かしながら、それらの充実と新たな拠点の創出などを通じ、多彩な体験学習・レクリエーション拠点としての役割をより一層担っていくことが期待される。

② 交通の十字路としての立地性を生かした多様な交流拠点づくり

東西・南北の高速交通体系の結節点（十字路）としての立地性、広島市との近接性を生かし、前記の多様な体験学習・レクリエーション拠点の充実や広域的な交流活動の展開、さらには生産・就業拠点の強化などを通じ、多彩な交流拠点としての役割を担っていくことが期待される。

③ 地域特性を生かした産業が根つき、生産物を通じた交流が生まれる生産・就業の場づくり

自然環境や交通条件、立地性などを生かしながら、地域に根づく多様な産業を育てるとともに、就業の場や生産物・製品を通じて、周辺地域や都市住民などに寄与し、交流が生まれる生産・就業の場としての役割を担うことが期待される。

④ 多自然居住地域としての定住・滞在の場づくり

それぞれの地域の気候や風土、風景を生かしながら、個性と魅力のある住まいづくりや生活環境の整備に取り組み、多自然居住地域としての定住の場、さらには滞在の場としての役割を担っていくことが期待される。

⑤ 教育、福祉などが充実した安心・快適生活の場づくり

教育施設や福祉施設の立地、保・小連携、小・中連携、中・高連携などの教育内容や福祉サービス提供の実績を生かしながら、豊かな自然や文化的環境の中で、誰もが安心して心豊かに生活できる場の整備・充実を図り、UIJ ターンを促進する要因の一つとしての役割も発揮していくことが期待される。

⑥ 循環型社会の形成を先導する地域づくり

流量のある水力を活用した水力発電や太陽光発電などのクリーンエネルギーやバイオマスの

利活用など、地域資源を生かした循環型の取り組みや源流域としての立地性などを踏まえながら、循環型社会の形成を先導する地域としての取り組みを展開することが期待される。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、令和2年において17,763人であり、減少傾向が続いている。

地域別でみると、千代田地域が全人口の約半分を占めており、緩やかな減少傾向にある。一方、芸北地域、大朝地域、豊平地域は、いずれも減少傾向にある。

人口の減少は、昭和35年から40年、45年と5年間の減少率が10%を超えて大幅に減少した。昭和50年以降の各5年間の減少率は3%未満で推移し、人口減少が鈍化した。平成27年以降の各5年間の減少率は5%を超え、人口減少が再び激化している。

高齢化率（老年人口比率）については、令和2年において39.6%と広島県及び全国平均を上回っている。

国立社会保障・人口問題研究所が令和6年6月に推計した「日本の地域別将来推計人口」によると、令和17年には令和2年よりも2,229人少ない15,534人程度になると予測しているが、本町の将来展望として15,733人を見込んでいる。

また、年齢構成は、年少人口比率を約11.9%、生産年齢人口比率約49.7%、老年人口比率約38.4%と見込む。

図1-5 人口の推移（国勢調査）

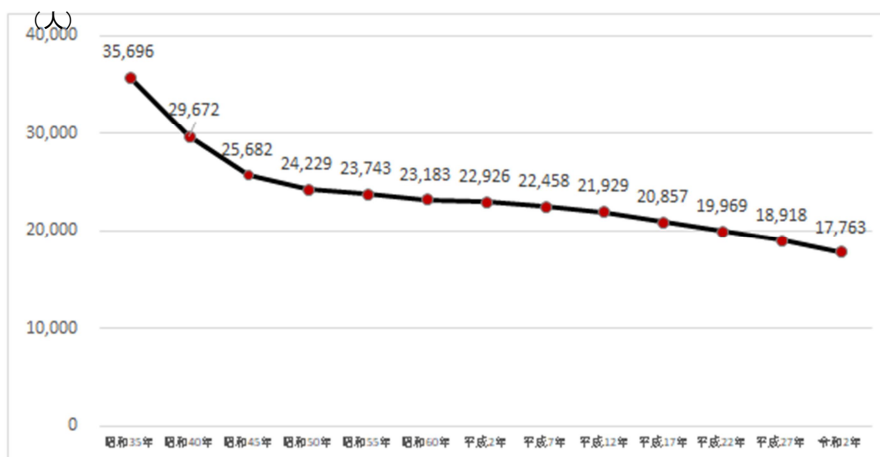


図1-6 高齢者比率の推移（国勢調査）

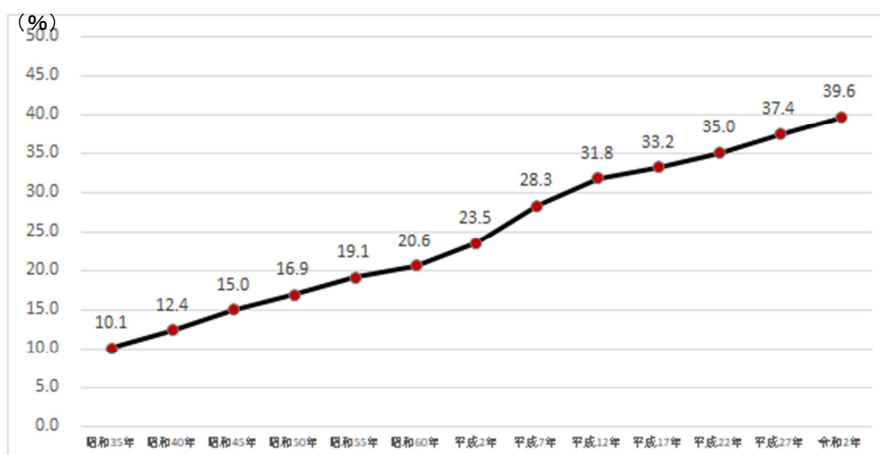


表1-1(1) 人口の推移(国勢調査):北広島町

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	35,696		29,672	-16.9	25,682	-13.4	24,229	-5.7	23,743	-2.0
0~14歳	11,448		8,038	-29.8	5,672	-29.4	4,736	-16.5	4,458	-5.9
15~64歳	20,648		17,947	-13.1	16,151	-10.0	15,387	-4.7	14,382	-6.5
うち15~29歳(a)	6,672		4,975	-25.4	4,120	-17.2	3,881	-5.8	3,380	-12.9
65歳以上(b)	3,600		3,687	2.4	3,859	4.7	4,106	6.4	4,453	8.5
(a)/総数 若年者比率	18.7		16.8	-	16.0	-	16.0	-	14.2	-
(b)/総数 高齢者比率	10.1		12.4	-	15.0	-	16.9	-	19.1	-

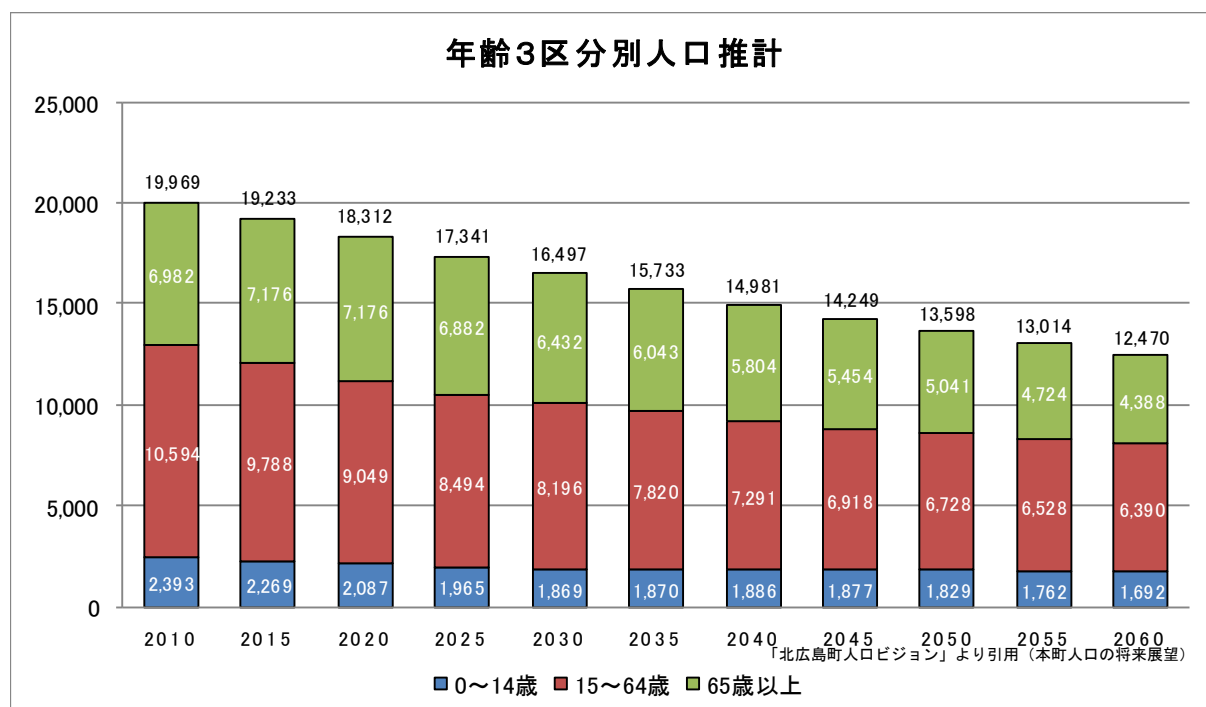
区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	23,183	-2.4	22,926	-1.1	22,458	-2.0	21,929	-2.4	20,857	-4.9
0~14歳	4,193	-5.9	3,611	-13.9	3,236	-10.4	2,966	-8.3	2,654	-10.5
15~64歳	14,203	-1.2	13,915	-2.0	12,860	-7.6	11,981	-6.8	11,287	-5.8
うち15~29歳(a)	3,108	-8.0	3,417	9.9	3,341	-2.2	3,195	-4.4	2,627	-17.8
65歳以上(b)	4,787	7.5	5,394	12.7	6,362	17.9	6,981	9.7	6,916	-0.9
(a)/総数 若年者比率	13.4	-	14.9	-	14.9	-	14.6	-	12.6	-
(b)/総数 高齢者比率	20.6	-	23.5	-	28.3	-	31.8	-	33.2	-

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	19,969	-4.3	18,918	-5.3	17,763	-6.1
0~14歳	2,393	-9.8	2,132	-10.9	1,805	-15.3
15~64歳	10,585	-6.2	9,653	-8.8	8,732	-9.5
うち15~29歳(a)	2,299	-12.5	2,221	-3.4	2,249	1.3
65歳以上(b)	6,981	0.9	7,054	1.0	6,917	-1.9
(a)/総数 若年者比率	11.5	-	11.7	-	12.7	-
(b)/総数 高齢者比率	35.0	-	37.4	-	39.6	-

※1:総数には年齢不詳を含む。

※2:増減率・構成比は小数第2位を四捨五入している。

図1-7 人口の見通し（人口ビジョン）



イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

本町の総就業者数は、令和2年において9,707人で年々減少する傾向にあり、昭和35年と比べると10,000人以上減少している。

産業別人口の割合は、令和2年において第1次産業が16.3%、第2次産業が30.5%、第3次産業が53.1%となっている。昭和40年をみると、第1次産業が74.0%と大部分を占め、その後、第1次産業の占める割合は減少するものの、昭和60年までは第1位を占めていた。その後は、第1次産業よりも、第2次産業、第3次産業の占める割合が高くなっている。

ただし、令和2年において第1次産業の占める割合は、広島県平均が2.7%であり、本町は相対的に第1次産業の占める割合が高いといえる。

これからの就業構造に関しては、引き続き第1次産業の占める割合が低下し、第3次産業の割合が高まるものと一般的にいわれており、これまでの本町での傾向も同様である。

産業別にみると、農業については、農業生産基盤の整備は進展しているが、国内外での産地間競争の激化や農業従事者の高齢化、担い手の減少などにより生産量・生産額の低下及び耕作放棄地が増加しており、認定農業者等の担い手や新規就農者の育成などの農業主体の強化や、産地化、高付加価値化、直販体制の強化、6次産業化の推進など、企業的な経営へ向けた取り組み及び特色ある生産と経営が必要となっている。併せて本町に適したスマート農業の導入により、農業従事者の高齢化に伴う労働力不足への対応等をおこない、持続的な農業の発展・維持を図ることが必要である。

林業も、木材価格の低迷、就業者の高齢化、担い手の減少などにより、産業としては厳しい状況にあるが、重要な公益的機能を担っており、計画的な育林・間伐、林道等生産基盤の整備を行い、効率的・集団的な森林づくりを推進していく必要がある。また、ICT及びスマート化技術を活用した、森林・林産物に関する情報共有・活用に向けて取り組むことが必要である。

工業は、長引く経済不況の影響により停滞していたが、リーマンショック後の経済対策等に

より緩やかな景気回復傾向にある。また、企業立地では県営千代田工業・流通団地については、国の再生可能エネルギーの推進に伴う太陽光発電事業所の立地や、製造業の立地により令和2年度末現在の分譲率は100%となっている。商業は、大型小売店が複数立地する千代田地域の商業機能が強いが、広島市など都市部への買物客の流出が強まっており、商店数が減少して空き店舗が目立っている。今後は、高齢者をはじめ買い物など外出に困難な人に対し、地域などと連携して日常生活の利便性などの維持・向上を図るためのしくみづくりが必要である。

本町には、恵まれた自然や歴史文化が息づき、温泉やスポーツ・レクリエーション、史跡などの多彩な観光資源と交流施設などが数多く存在しているが、施設の閉鎖や暖冬等により近年減少傾向にある。今後、これら資源の魅力化や潜在的な資源の活用、広域的な視点を踏まえ、受け入れ体制の整備などを通じ、さらなる入込観光客数の拡大と観光消費額の増大を図る必要がある。

表 1-1 (2) 産業別人口の動向 (国勢調査): 北広島町

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 20,569		人 17,051	% -17.1	人 16,285	% -4.5	人 15,006	% -7.9	人 14,397	% -4.1
第一次産業 就業人口比率	% 76.7		% 74.0	-	% 67.2	-	% 52.7	-	% 42.0	-
第二次産業 就業人口比率	% 5.2		% 5.7	-	% 10.6	-	% 19.8	-	% 27.0	-
第三次産業 就業人口比率	% 18.1		% 20.3	-	% 22.2	-	% 27.3	-	% 30.9	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 13,847	% -3.8	人 13,220	% -4.5	人 13,073	% -1.1	人 12,099	% -7.5	人 11,416	% -5.6
第一次産業 就業人口比率	% 37.3	-	% 28.9	-	% 27.1	-	% 22.3	-	% 21.9	-
第二次産業 就業人口比率	% 28.8	-	% 33.3	-	% 30.5	-	% 30.4	-	% 27.7	-
第三次産業 就業人口比率	% 33.8	-	% 37.6	-	% 42.3	-	% 47.1	-	% 50.4	-

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 10,498	% -8.0	人 10,055	% -4.2	人 9,707	% -3.5
第一次産業 就業人口比率	% 20.8	-	% 17.9	-	% 16.3	-
第二次産業 就業人口比率	% 26.9	-	% 28.5	-	% 30.5	-
第三次産業 就業人口比率	% 51.3	-	% 53.6	-	% 53.1	-

※ 1 : 総数には分類不能を含む。

※ 2 : 増減率は小数第 2 位を四捨五入している。

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本町の行政機構は、次ページの図1-8に示すとおりである。

本庁を千代田地域に、芸北、大朝、豊平地域に支所を設置している。

令和7年4月1日現在の本庁の町長部局は、13課体制としているほか、会計室を設置している。さらに、議会事務局や行政委員会として選挙管理委員会、農業委員会、監査委員を設置している。支所は、支所長のもと課体制を廃止し、3係体制としている。教育委員会については、教育長のもと1課体制としている。

北広島町行政改革大綱に基づき、行政組織の見直しを行うとともに、職員数の適正化に努めてきた。令和7年4月1日現在の職員数は284人で、今後も北広島町行政改革大綱及び令和2年3月に策定した北広島町定員管理計画等を踏襲し、行政組織の見直しや職員数の適正化に努めるものとする。

イ 財政の状況

本町の令和2年度及び令和5年度の財政状況は、表1-2(1)に示すとおりである。

本町の歳入(決算額)のうち、自主財源である地方税は、令和2年度は16.0%、令和5年度18.3%であり、いずれも2割未満である。一方で、地方交付税の占める割合が最も大きく、令和2年度は32.7%に対し令和5年度は36.8%となっている。

本町の歳出(決算額)における経常収支比率は、令和2年度90.6%に対し令和5年度89.3%、また公債費負担比率は令和2年度21.4%に対し令和5年度18.9%となっている。

このような状況の中、人口減少や高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加に対応しつつも、安定した住民サービスと持続可能な財政運営をしていくために、引き続き事務事業の徹底的な見直しを行い「第2次北広島町長期総合計画」「北広島町総合戦略」に掲げる事業の財源を捻出したうえで、各種施策を積極的に進める財政運営が求められている。

今後も、多様化する住民ニーズや地域要望、年々老朽化する公共施設の適正管理に向けた対応や新たな施策展開などに対応しつつも、将来にわたり健全で持続可能な財政運営を持続していくため、投資的事業の抑制や平準化による当面の歳出抑制、さらには将来的な公債費の抑制や物件費、補助費等の経常経費を削減するなどの財政健全化を引き続き図っていく必要がある。

ウ 施設整備水準の現況と動向

過疎地域対策緊急措置法以来の各種対策事業の推進により、道路、上下水道等の生活基盤、学校教育施設などの教育・文化基盤、農林業基盤などの整備に一定の成果をあげてきた。

本町の公共施設の整備水準を県内の広島県平均と比べると、道路の改良率、舗装率ともに上回っている。

また、水道普及率は広島県平均を大幅に下回っているが、下水道普及率は増加しており、今後も普及率の向上に努める。

農林業基盤施設である農道については町道の見直しにより町道認定されたものもあるため、広島県平均より整備水準が下がったが、林道については平均水準である。

今後については、住民ニーズを踏まえながら、限られた財源を有効に活用し、道路、上下水道などの生活基盤施設やコミュニティ施設などの整備を計画的に進めていくとともに、既存施設の有効活用に取り組んでいく必要がある。

図 1 - 8 北広島町の行政機構

(令和7年4月1日現在)

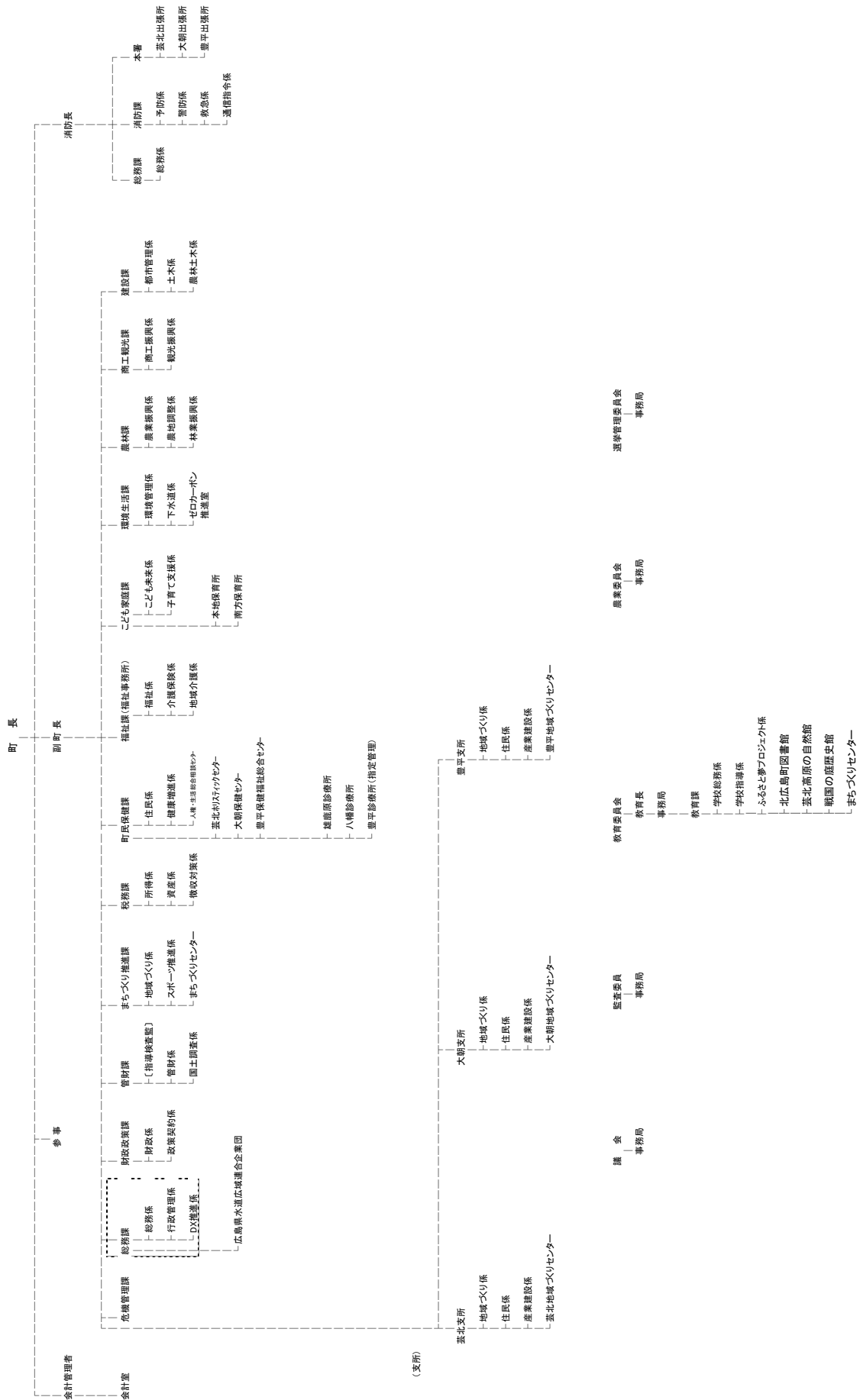


表 1 - 2 (1) 町財政の状況

(単位:千円, %)

区 分	平成12年度			
	旧芸北町	旧大朝町	旧千代田町	旧豊平町
歳入総額 A	5,274,321	3,930,841	8,007,526	4,059,769
一般財源	2,551,155	2,264,400	4,276,675	2,620,227
国庫支出金	595,182	309,003	377,112	269,828
県支出金	942,509	425,168	646,387	686,188
地方債	621,100	555,500	1,385,000	259,300
うち過疎債	241,000	97,400	162,200	53,300
その他	564,375	376,770	1,322,352	224,226
歳出総額 B	5,205,232	3,863,782	7,711,270	3,943,630
義務的経費	1,606,175	1,213,701	2,394,778	1,530,986
投資的経費	2,164,967	1,421,080	3,139,703	1,119,177
うち普通建設事業	1,516,798	1,258,401	2,845,894	676,222
その他	1,434,090	1,229,001	2,176,789	1,293,467
過疎対策事業費	1,759,377	1,450,108	1,737,506	1,919,797
歳入歳出差引額 C(A-B)	69,089	67,059	296,256	116,139
翌年度へ繰越すべき財源 D	12,150	28,622	8,626	8,454
実質収支 C-D	56,939	38,437	287,630	107,685
財政力指数	0.188	0.168	0.414	0.206
公債費負担比率	29.1	19.9	19.7	23.5
起債制限比率	12.2	8.4	12.1	13.2
経常収支比率	84.7	85.7	80.7	85.9
地方債現在高	5,880,918	4,865,030	9,681,321	4,684,791

区 分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和5年度
歳入総額 A	16,087,845	17,921,253	17,336,526	18,290,633	16,406,892
一般財源	10,114,043	10,691,617	10,265,976	9,719,328	10,041,803
国庫支出金	1,005,647	1,499,180	1,587,293	3,676,513	1,950,649
県支出金	1,342,151	1,531,711	1,260,960	1,669,397	1,677,782
地方債	2,074,000	1,944,081	2,476,298	1,571,579	1,506,526
うち過疎債	832,200	263,100	1,006,500	126,200	106,000
その他	1,552,004	2,254,664	1,745,999	1,653,816	1,230,132
歳出総額 B	15,794,857	17,039,544	17,034,546	18,067,615	16,073,488
義務的経費	11,169,742	7,718,060	7,277,696	6,907,484	6,970,342
投資的経費	1,906,101	2,684,431	2,631,151	1,909,226	1,954,930
うち普通建設事業	1,945,121	2,304,973	2,621,990	1,623,771	1,550,737
その他	2,719,014	6,637,053	7,125,699	9,250,905	7,148,216
過疎対策事業費	2,583,755	543,211	1,453,088	617,192	697,781
歳入歳出差引額 C(A-B)	292,988	881,709	301,980	223,018	333,404
翌年度へ繰越すべき財源 D	35,282	122,798	132,610	138,521	75,720
実質収支 C-D	257,706	758,911	169,370	84,497	257,684
財政力指数	0.31	0.33	0.35	0.35	0.35
公債費負担比率	24.2	23.1	22.0	21.4	18.9
実質公債費比率	21.3	20.6	16.7	14.4	12.2
起債制限比率	12.6	-	-	-	-
経常収支比率	96.3	91.1	89.3	90.6	89.3
将来負担比率	-	165.7	88.1	69.8	37.0
地方債現在高	24,804,813	20,640,572	18,386,450	14,846,000	12,364,061

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況 (市町村公共施設状況調)

区 分		昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道	改良率 (%)	6.6	21.8	41.8	48.9	56.6	72.8
	舗装率 (%)	0.7	31.7	50.9	64.1	70.7	87.5
農道延長 (m)		-	-	-	-	174,510	133,595
耕地1ha当り農道延長 (m)		130.3	127.5	127.8	53.9	44.7	35.5
林道延長 (m)		-	-	-	-	250,148	261,737
林野1ha当り林道延長 (m)		6.8	9.4	11.8	13.4	4.7	4.9
水道普及率 (%)		18.2	20.4	27.9	37.7	45.2	47.7
下水道等普及率 (%)		-	-	-	39.9	55.9	55.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)		4.4	4.4	1.4	2.2	2.2	2.1

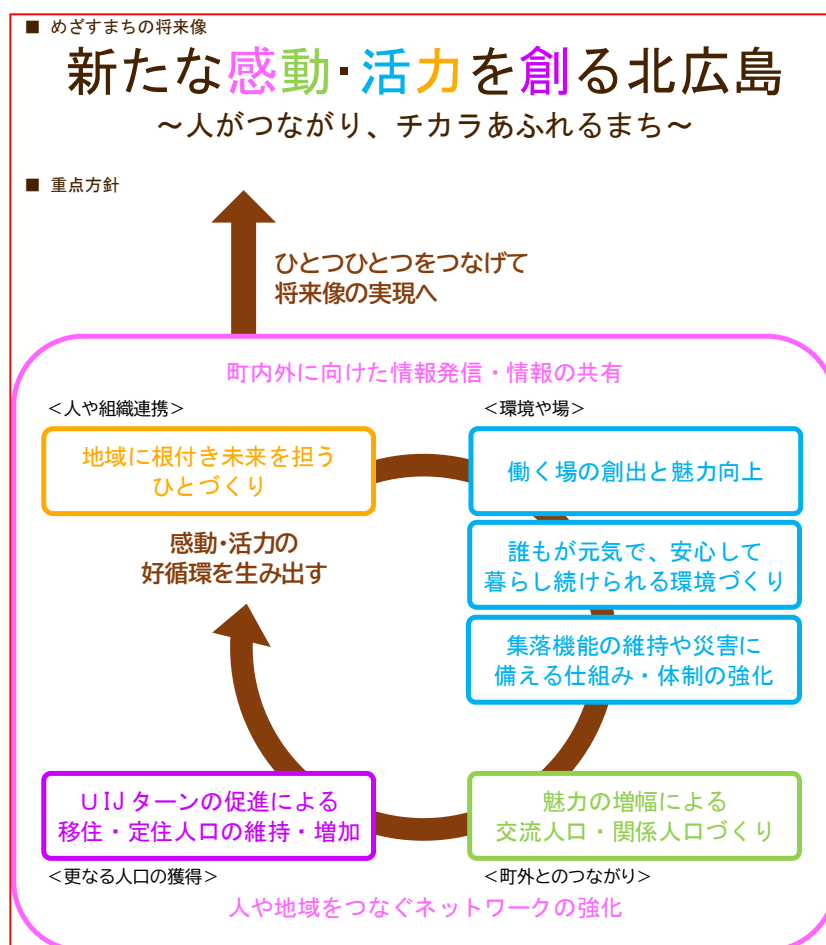
(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 将来像

本町は、様々な地域資源を持ち、多面的な可能性を持っている。

これまで、豊かな緑と水に生まれ、先達の手によって脈々と築かれてきた歴史があり、田園の営みの中で、多くの誇りある文化が生まれ受け継がれてきた。

今後も、地域に息づく文化を大切にし、大都市にはない価値と魅力、安全や安心、快適性を備えた、住みよく豊かさが実感できる新しい田園文化を築いていく必要がある。また、地方創生と人口減少克服に向けて、新しい人の流れづくり、町民との協働、広域的な連携を軸に様々な課題を克服し、豊かな地域づくりを進め、町民が「住みたい、住んでよかった、住み続けたい」と満足感と幸福感を感じられるまちづくりをめざす。



イ 本町のまちづくりの重点方針

令和4年3月に策定した「第2次北広島町長期総合計画（改訂版）」では、「めざすまちの将来像」を「新たな感動・活力を創る北広島 ～人がつながり、チカラあふれるまち～」とし、この将来像の実現に向けて、重点方針を「**地域に根付き、未来を担うひとづくり**」と定める。

ウ 本計画における基本施策

本町の将来像を実現するために、上記の重点方針を踏まえながら、施策を体系化して取り組む必要があることから、まちづくりの展開方向として5つの柱を設定する。

I 活力ある産業の創造と成長

産業の担い手確保や農産物のブランド化、町内企業の経営力強化への支援等により町内産業を活性化し、自らの適性に応じて多様な働き方が可能な働きやすいまち、雇用環境が充実したまちをめざす。

II にぎわいと活気に満ちたまちづくり

本町が有する自然や歴史・文化を次世代に継承し、その魅力を町内外に発信するとともに、観光プロモーションに官民協働で取り組む。また、移住・定住を促進する総合的な環境の整備や、人・自然・歴史・文化にふれられる学びにあふれたまちづくり、ふるさとへの誇りの醸成に取り組む。

III 安心して元気に暮らせる地域の創出

健康で元気に暮らし続けられるための環境整備や支援を推進するとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、生活困窮者等、誰もが安心して暮らすことができるまちづくり、助け合い・支え合いにあふれたまちづくりを推進する。

IV 生活基盤の強化・強靱化

買い物や医療・福祉サービス等、生活機能を維持するための拠点づくり、交通・情報環境の整備等によるネットワーク化等、生活のしやすいまちづくりを推進する。また、人々の営みの基盤となる自然環境の保全や美しい景観の継承、災害や犯罪等への対策を強化する。

V 住民のための行財政運営

住民の自発性に基づく取組に行政が支援する、住民と行政が共に活動するなど、住民と行政の協働によるまちづくりと地域を担うひとづくりを推進する。また、本町を取り巻く厳しい財政状況を踏まえた、職員一人ひとりの能力を生かした効果的で効率的な行政組織の構築に今後取り組む。

エ 基本的な施策

まちづくりの基本理念や計画の重点方針などを踏まえ、まちづくりの展開方向で示した5つの柱のもとに施策の方向は、以下のとおりである。

I 活力ある産業の創造と成長

重点的な 取組	①事業承継及び担い手の確保 ②商品やサービスのブランド化による販路拡大
------------	--

II にぎわいと活気に満ちたまちづくり

重点的な 取組	①旧町を超えた地域交流の拡大 ②“北広島ブランド”としての魅力の磨き上げと情報発信
------------	--

III 安心して元気に暮らせる地域の創出

重点的な 取組	①持続可能な地域コミュニティの充実・強化 ②健康づくり・元気づくりの推進
------------	---

IV 生活基盤の強化・強靱化

重点的な 取組	①生活機能を維持するための拠点とネットワークづくり ②新たな情報通信技術を活用した利便性の向上
------------	--

V 住民のための行財政運営

重点的な 取組	①地域間をつなぐ人材ネットワークの仕組みづくり ②DX（デジタルトランスフォーメーション）の導入によるスマート化
------------	---

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

目標指数	基準値	目標値
総人口	17,763人 (令和2年10月1日現在)※	16,497人 (令和12年)
転出超過数	69人 (令和2年度)	0人 (令和12年度)

※ 広島県人口移動統計調査による

「北広島町人口ビジョン」によると、令和12年度において北広島町の人口は15,514人に推計されるので、過疎対策により2,249人減を1,266人減にとどめることを目標とする。

イ 財政力に関する目標

目標指数	基準値	目標値
経常収支比率	89.3% (令和5年度)	89.3% (令和12年度)

経常収支比率が高いことは、財政構造の弾力性が低いということを意味するため、財政健全化により、経常収支比率90%未満維持を目標とする。

(6) 計画の達成状況の評価に対する事項

本計画の推進にあたっては、各取組の着実な推進を図り、具体的な成果と課題を検証するほか、期間中における社会情勢、町民ニーズの変化等に柔軟に対応し、必要に応じて計画内容のブラッシュアップや見直しを行うなど、PDCAサイクルを導入したうえで、各目標の達成状況などの確認を行い、次年度計画に活用する。

また、計画の達成状況については毎年度、外部有識者で構成する「北広島町まちづくり総合委員会」等に対し進捗状況等の報告を適宜行うとともに、意見を聴取する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設については、行政サービスの水準維持を目標としながら、再配置や効率的な運営を進めていく必要がある。北広島町公共施設等総合管理計画では、適正配置や長寿命化などを考慮しながら、令和22年度までに公共施設の総延床面積の30%削減を目指す。本計画の推進にあたっては北広島町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住及び定住の促進

近年、ICT技術の発展、テレワークの普及、副業・兼業等を行う人材の増加などライフスタイルが多様化し、働き方、生き方、住まい方は大きく変わろうとしており、地方での豊かな自然・生活環境を求めて、ふるさと回帰等の関心が高まっている。

国においても地方や郊外での生活が主となり都市との関わりも一定程度ある、いわゆる二地域居住等の普及促進と機運の向上を図る目的として全国二地域居住等促進協議会が令和3年3月に設立されたところである。

本町は平成19年度から暮らしアドバイザーを1名配置し、定住に関する相談を行っている。平成26年度からは2名体制をとり相談件数は年々増加傾向にあり、令和6年度の定住相談件数は465件であった。地方移住を希望する様々なニーズに応えるため、移住希望者に対する北広島町らしいライフスタイルの魅力発信、ワーケーション・テレワーク環境の充実、移住者の受け皿となる地域住民とのマッチング、住宅環境整備等、移住を促進する仕組み作りに取り組む必要がある。

イ 地域間交流の促進

本町は、西中国山地国定公園に指定された地域があり、ブナの森や西日本で最大規模の湿原など豊かな自然を有している。また、江の川と太田川の源流に当たり、清らかな水のふるさとであり、史跡や伝統芸能をはじめとした文化財、スポーツ・レクリエーション施設、アウトドア体験や農林水産業の体験など、多種多様な交流資源が存在する。

少子高齢化や人口減少が進む本町において、地域の活性化を図るためには、地域の多様な資源の磨き上げを行い、それらを複合的に組み合わせ、地域の特色を生かした魅力ある交流事業を創出する必要がある。

地域間交流を活性化し、交流人口及び関係人口の拡大を図り、地域の活性化を図っていくことが課題となっている。なお、交流人口及び関係人口の拡大には個性ある地域の形成と交流活動を支える交通ネットワークの構築が重要である。

ウ 人材育成

本町では、住民一人一人が自分らしく活躍し、様々な人とつながり、多様な発想や活動が生まれていく『みんなが主役のまちづくり』を進めている。

これまで地域を支えてきた世代、また現在地域のリーダー的な存在である65歳以上の高齢化率は、直近の国勢調査(2020)とその前の国勢調査(2015)の数値を比較すると2.2%増の39.6%となっている。このような状況の中、地域では少子高齢化や過疎化により担い手不足が生じており、様々な分野において課題が発生してきている。

これらの地域課題により多くの人に関心を持ち、地域リーダーとして行政と協働してまちづくりに取り組む、分野ごとの地域リーダーを育成していく必要がある。

(2) その対策

ア 移住及び定住の促進

移住を考える上で、まず考えなくてはならない住居や働く場の情報提供の取り組みが必要である。現在、定住相談窓口を設置し、専任の暮らしアドバイザーによる空き家の紹介、無料職

業相談所による町内求人紹介など定住の際に必要な様々な情報を総合的に提供している。今後は、オンライン予約や空き家のVR内覧などを活用した利便性の高い相談を実施する。また、SNSや町ホームページを通じた「北広島町くらしの魅力」を発信し、移住希望者のニーズに沿った情報発信に取り組む。

イ 地域間交流の促進

交流施策を展開するに当たっては、自然、歴史、産業、スポーツなど多種多彩な地域資源の磨き上げを行い、複合的に組み合わせ地域の特色を活かしたものとして活用を図っていく。それらをターゲット層に対して、的確に情報を発信することにより地域間交流の促進を図る。

当町は、広島広域都市圏内に位置しており、その中核都市である広島市に隣接していること、また、高速道路網で見ると中国地方のほぼ中央に位置しているという地理的な優位性をいかして、スポーツツーリズムをはじめとして、アウトドアや歴史文化を活かした地域間交流及び国際交流を展開し、交流人口から関係人口へと発展させて、地域の活性化を図っていく。これらの交流事業を展開していくためには、ハード面及びソフト面の充実が必要となる。ハード面においては、既存の交流施設の維持管理及び整備充実に取り組むとともに、交通の結節点である利便性を生かし、複数の市町の連携による地域間交流の促進のため、広域での幹線道路網等のネットワーク整備を推進及び働きかけを行う。ソフト面では、事業を展開するに当たり、地域の資源、人、こと等の繋ぎ役であるコーディネート組織が必要となることから、NPO法人等との連携により交流活動の活性化を図る。

ウ 人材育成

一人一人が課題に関心を持ち、みんなで地域を支える意識を持つことで、将来的に地域で活躍する複数人のキーマンとなる地域リーダーを育成する。その手法として「きたひろ学び塾」を設置し、本町の総合計画を基本として重点方針である「地域に根付き、未来を担うひとづくり」を目標に、幅広い分野を総合計画の5分野にわけて、人材育成プログラムを継続的に実施する。

それらの実施プログラムについては、住民ニーズを踏まえた魅力的なものとするとともに、専門的な分野にも取り組み、多数の町民の参加につなげ、効果的な人材育成プログラムとして実施する。

継続的に魅力的な事業としていくために、育成したリーダーと共にPDCAサイクルを確立し、ブラッシュアップを図り、効果的な人材育成プログラムを作成する。また、リーダーが各地域において自主的な活動を展開するための支援施策を実施する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1移住・定住・ 地域間交流 の促進、 人材育成	(1) 移住・定住	求人情報センター事業	北広島町		
		暮らしアドバイザー配置事業	北広島町		
		空き家情報バンク事業	北広島町		
		移住定住相談会事業	北広島町		
		移住者ネットワーク構築事業	北広島町		
		若者定住促進住宅整備事業[全域]	北広島町		
		空き家再生等推進事業(利活用)	北広島町		
	(2) 地域間交流	各地域総合センター等整備事業	北広島町		
		交流施設整備事業	北広島町		
		地域ビジョン策定事業	北広島町		
	(3) 人材育成	きたひろ学び塾事業	北広島町		
		「やりたいこと」事業	北広島町		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住	求人情報センター事業	北広島町	(再掲)
			暮らしアドバイザー配置事業	北広島町	(再掲)
			空き家情報バンク事業	北広島町	(再掲)
			移住定住相談会事業	北広島町	(再掲)
			移住者ネットワーク構築事業	北広島町	(再掲)
			空き家再生等推進事業(利活用)	北広島町	(再掲)
			地域間交流	農山村体験交流推進事業	北広島町
		人材育成			
その他					
基金積立		北広島町過疎地域持続的発展基金積立	北広島町		
(5) その他					

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

適切に維持管理し、長寿命化を図っていくが、利用実態が無い施設については目的や必要性を精査し、除却を進め、その他の施設についても人口減少を考慮し、必要な機能・規模等を検討し、見直しを進める。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の令和2年における総農家数は1,916戸、経営耕地面積は2,703ha、農業経営体は1,286経営体であり、総農家数及び農業経営体は減少傾向にあるが、経営耕地面積については微増の状況である。また、農業経営体の販売品目は米、施設野菜、露地野菜が上位である。

総農家数のうち販売農家数の占める割合は62.5%で減少傾向である。

また、農業経営体のうち個人経営体の基幹的農業従事者（仕事が主で、主に自営農業に従事した世帯員）における65歳以上の割合は、80.3%であり、全国平均69.6%より高く、広島県平均83.5%に近い数値で、農業従事者の高齢化が進んでいる状況である。

このように、農業従事者の高齢化や農産物販売価格の低迷など、農業を取り巻く厳しい状況がある一方で、稲作、畜産及び園芸などにおいて、地域の特色を生かした営農も取り組まれている。

このため、地域特性を生かした農業の推進、集落営農の推進、認定農業者等の担い手の育成などに力を入れていくとともに、新規就農者の確保・育成を図ること及び高齢化に伴う労働力不足等を補うスマート農業の導入等により、持続的な農業の発展と農村活力の維持を図る必要がある。

イ 林業

本町の林家数は、令和2年において250戸（経営体の保有山林面積6,280ha）となっており、平成22年（3,282戸）から令和2年（250戸）までの10年間で1/10以下まで減少している。

また、木材価格の低迷、伐採・搬出費などの経費の増加により、林業による収益の確保ができない状況が続いているため、山林への関心が希薄となり、手入れ不足の山林が増加している。

しかし、森林は水源のかん養や国土保全などの公益的な機能を有しており、森林の保全・造成は重要な国民的課題である。

このため、森林・源流域の保全、防災性の維持・強化、景観保全などの観点からも、林業従事者の確保や林業の振興に取り組む必要がある。

ウ 水産業

本町には2つの内水面漁業協同組合があり、内水面漁業が行われている。また、源流域の冷水を利用した淡水養殖が行われている。近年の社会的、自然的な環境の変化の中、河川環境の不安や有害鳥獣による食害、担い手の高齢化・減少により厳しい状況に置かれている。

エ 商工業

本町の商業は令和3年において、事業所数は卸売業で27事業所、小売業で195事業所、従業者数は順に244人、1,019人となっており、小売業が中心である。平成28年からの推移をみると、卸売業・小売業とも事業所数・従業者数ともに減少傾向にある。

また、広島市など都市部への購買力流出が強まっていることから、小売業者の撤退、高齢化また後継者がいないといった状況による廃業もあり、地域住民の暮らしに影響を与えている。

工業は令和3年において、事業所数66事業所、従業者数3,713人、年間製造品出荷額等は約1,445億円となっており、平成20年のリーマンショックでは一時落ち込んだものの経済対策等により回復し、従業者数及び年間製造品出荷額等はほぼ横ばい傾向にある。工業地としては、

大朝、千代田地域に工業団地などが立地し、山陽と山陰を結ぶ主要拠点となっている。製造業を中心とした企業においては、人材確保のため外国人研修生が企業活動を支えている。

以上のことから、外国人住民を含む住民の日常生活の利便性や就業促進、中小企業・小規模事業者の事業継続、地域経済の活性化などの観点から、商工業の振興を図る必要がある。

オ 観光

本町は、西中国山地国定公園、八幡高原などの自然、スノースポーツ、温泉、郷土芸能、史跡など多彩な観光資源を有する。また町内には「芸北オークガーデン」、「道の駅豊平どんぐり村」、「道の駅舞ロード I C 千代田」など特徴的な施設も立地する。日本最南端の本格的スキー場の集積地であり、中国、四国、九州地域など広範囲からの観光客がみられる。さらに、花田植や神楽などの郷土芸能が盛んであり、吉川氏城館跡などの史跡も数多くある。

このように観光資源を数多く有している一方で、観光施設の老朽化や観光資源間のネットワークが弱いなどの問題点が指摘されている。

本町の令和5年の観光客数等をみると、入込観光客数159万人、地元客53万人で合計212万人、観光消費額は19億円となっており、その推移をみると、平成20～29年は240～260万人台で推移していたが、平成29年から続く豪雨災害や暖冬の影響や、令和2年～3年は新型コロナウイルス感染症の影響により減少していたが、近年は増加傾向にある。

このような状況を踏まえ、自然、歴史文化、スノースポーツ、野外レクリエーション、温泉など、多彩な観光資源の活用と、脱炭素化を見据えた観光施設の改修やネットワーク化などによって、個々の魅力づくり、さらには全体としての魅力づくりに取り組むことやさらに基幹産業である農林業の体験活動及び民泊体験を、これまで以上に発展させていく必要がある。

本町は鉄道の駅はないが、高速道路のICが2か所設置され、国・県道などの道路網も整備されるなど広域的な交通条件を備えていると同時に、広島都市圏に隣接している。こうした立地性を生かしながら、広島都市圏における自然観光・レクリエーションエリアなどとして、観光振興や交流を進めていくことが大切である。

(2) その対策

ア 農業

それぞれの地域が持つ特色と実績を生かしつつ、農業関係団体・関係機関などとの連携の下、本町の気候や風土、立地条件を生かした特色ある農産物の生産や産地づくり、農業生産基盤の整備や認定農業者等の担い手の育成、新規就農者の確保・育成に取り組む。併せてスマート農業技術の導入による農作業の省力化・生産コストの削減・品質向上の取り組みを推進していく。同時に、高齢者や女性もいきいきと農業に取り組める条件整備に努める。

さらに、畜産の振興と併せ、資源のリサイクルによる土づくりを進めるとともに、高収益な作物の栽培や、大豆・麦・飼料作物・そばなどの土地利用型作物の増産の取り組みを推進していく。

農地の荒廃を防止し利用率を高めるため、再圃場整備事業によるスマート農業技術が十分発揮できる再圃場整備を行い、農地の集積化と認定農業者等の担い手の育成・確保、地域営農集団活動の充実、集落法人化、企業の農業参入の促進に努めるとともに、日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金）の有効活用を進める。

農業所得の確保と向上を図るため産直活性化事業を通じて特色ある直売所の育成、新たな農産加工品の開発等による6次産品化の推進、販売促進と一体となった交流イベントの開催などに努める。

また、広域的なネットワークを形成し、生活環境の改善を図る芸北広域農道の整備と農道を活用した物流体制の改善及び野菜集出荷施設整備等を含めた農村地域の総合的な生産基盤・生活環境基盤の整備を推進し、広域的な農業農村関連施策に取り組む。

加えて、イノシシ、シカ、サル及びカラスなどの有害鳥獣による農作物の被害については、猟友会との連携や新たな人材育成等による地域ぐるみでの取り組みを推進し、捕獲及び防御対策を進める。

イ 林業

林業の振興と森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るため、林道・作業道などの林業生産基盤の整備や間伐などの森林整備に取り組むとともに、合理的な林業生産体制の確立に努め、計画的な森林施業を行う。加えて、後継者の育成や里山を活用した林産物の栽培や特産品の開発・育成や町内の林地残材等を活用した木質バイオマスの有効活用に取り組む。

また、森への関心を高め、住民参加による森林づくりを進めるため、関係機関と連携しながら、源流域の森や水に関する情報提供を行うとともに森林の保全及び育成に留意しながら、森林浴・レクリエーション・体験学習の場として活用し、森林空間の総合的利用に努める。

ウ 水産業

陸上養殖は気候変動などのリスクに左右されず、本町が持つ源流域の冷水熱や、資源エネルギーを活用することで、海面の資源に頼ることなく、ローコストで安定的な生産を行うことができ、中山間地域の新たな産業として期待できるため、養殖事業の基盤整備に取り組み、特産品づくりや商品のブランド化による販路拡大を行う。

エ 商工業

商業については、安全・快適な買い物環境を確保し、暮らしの利便性を向上させ、それぞれの地域の実情と特色を踏まえた広域拠点や地域拠点などにおける商業機能の維持・充実を促進するため、現在の制度の見直しと併せて新たな制度の導入を検討する。

また、商業と農業、観光など関係団体との連携を図りながら、特産品づくりや販路の確保・拡大の支援を継続して行う。

工業については、地域経済の活性化と雇用の確保のため、道路網、高度情報通信基盤の整備、工業用水の確保など立地環境の向上に継続して取り組む。

また、新たに千代田工業・流通団地の第2期整備について、経済動向を見極めながら関係機関と連携し検討する。

さらに、関係機関と連携し、商工業の振興に向けた相談・指導体制の充実と各種助成制度などの有効活用を進めながら、中小企業・小規模事業者の経営の安定や事業継続、高度化を支援するとともに、情報通信技術の進歩など技術革新や時代の変化への対応を促進する。

オ 観光

観光ニーズの多様化、個性化、また、東アジアを中心とする外国人旅行者の増加など時代の潮流に的確に対応しながら、本町としての観光推進体制の確立を図り、戦略的な施策を展開する。

町内各地域における自然、歴史・文化、産業、スポーツなどの多様な観光資源を生かしたグリーンツーリズム及び着地型観光の推進に努める。また、広域的な視点を踏まえ、総合案内サインの整備、ドライブ・サイクリング・バイクツーリングのガイドマップやアプリケーション

の整備、観光ネットワーク形成に取り組み、周遊促進を図るとともに、再生可能性エネルギーを使用するなどエネルギーコストの低減を行う。

さらに、住民のもてなしの心の醸成、観光ガイド及びボランティアガイドの養成などに努めるとともに、広域的な観光ネットワークの形成や情報の受発信機能の強化、宿泊・飲食・各種着地型体験メニューなどの観光情報についてワンストップサービスでの情報提供が可能な体制の整備・充実を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2産業の振興	(1) 基盤整備				
	農業	担い手育成事業	北広島町		
		中山間地域等直接支払交付金事業	北広島町		
		多面的機能支払交付金事業	北広島町		
		再圃場整備事業	広島県		
		有害鳥獣捕獲事業	北広島町		
		スマート農業推進事業	北広島町		
	林業	町有林・町行分収林整備事業(間伐等)	北広島町		
		木質バイオマス整備事業	北広島町		
	水産業				
	(2) 漁港施設				
	(3) 経営近代化施設				
	農業				
		林業			
		水産業	陸上養殖推進事業(仮称)	北広島町	
	(4) 地場産業の振興				
	技能修得施設				
		試験研究施設			
		生産施設			
		加工施設	6次産品化共同施設整備事業	北広島町	
		流通販売施設	農産物集出荷施設整備事業	北広島町・JA	
	調整処理加工施設整備事業		北広島町・JA		
	施設園芸ハウス整備事業		北広島町		
	(5) 企業誘致	千代田工業・流通団地第2期整備事業[千代田地域]	北広島町		
		工業団地等企業誘致促進事業	北広島町		
	(6) 起業の促進	チャレンジジョブ開業支援事業	北広島町		
	(7) 商業				
	共同利用施設	千代田産業振興センター管理事業[千代田地域]	北広島町		
		その他			
	(8) 情報通信産業				
	(9) 観光又はレクリエーション	田原温泉5000年風呂改築事業[大朝地域]	北広島町		
		どんぐり村給水設備大規模改修事業[豊平地域]	北広島町		
		芸北オークガーデン芝広場整備事業[芸北地域]	北広島町		
		登山道整備事業	北広島町		
		サイクリングロード整備事業	北広島町		
		スポーツ観光整備事業	北広島町		
		千代田開発センター改修事業[千代田地域]	北広島町		
		アザレア千代田整備管理事業[千代田地域]	北広島町		
		芸北オークガーデン整備管理事業[芸北地域]	北広島町		
		グリーンヒル施設整備事業[大朝地域]	北広島町		
天狗の里管理事業[大朝地域]		北広島町			
ふれあいの森・グリーンヒル管理事業[大朝地域]		北広島町			
どんぐり荘管理事業[豊平地域]		北広島町			
(10) 過疎地域持続的発展特別事業					
第1次産業	産直活性化対策事業	北広島町			
	農作業雇用助成事業	北広島町			
	お米の町北広島町ブランディング事業	北広島町			
商工業・6次産業化	北広島町ビジネス創造支援補助事業	北広島町			
	北広島町産業フェア開催事業	北広島町			
	町内企業マッチングプロジェクト	北広島町			
	経営改善制度支援事業	北広島町			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	商工業・6次産業化	商店街活性化支援事業	北広島町	
		空き店舗対策事業	北広島町	
		地域通貨運用事業	北広島町	
		北広島町事業承継事業	北広島町	
		新商品開発&ブラッシュアップ、ブランド化事業	北広島町	
	情報通信産業			
	観光	スキー場再生プロジェクト[芸北地域]	北広島町	
		スポーツ観光促進事業	北広島町	
		北広島観光プロモーション事業	北広島町	
		神楽振興対策事業	北広島町	
		観光まちづくり計画策定事業	北広島町	
		広域観光連携周遊促進事業	北広島町	
		観光施設除却事業	北広島町	
	企業誘致			
	その他			
	基金積立	北広島町過疎地域持続的発展基金積立	北広島町	
(11)その他	千代田開発センター管理事業[千代田地域]	北広島町		
	道の駅舞ロードIC千代田管理事業[千代田地域]	北広島町		
	道の駅どんぐり村・さんさん市管理事業[豊平地域]	北広島町		

(4) 産業振興促進事項

産業振興にあたっては、広島広域都市圏を構成する周辺市町との連携に努める。

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
町内全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「(2) その対策」、「(3) 計画」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合性

今後も施設の機能維持を図るが、利用者が限定される施設など、公共性が低いと判断されるものは、地元運営団体への譲渡を推進する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町では、公共施設間の高度情報通信基盤や町内全域を対象とした、HFC方式のCATVによる高速インターネット及び地上波デジタル放送に対応するため、広域的な高度情報通信基盤の整備を行っており、全国的な公共情報通信基盤である総合行政ネットワーク（LGWAN）にも接続している。これにより、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化を図り、情報の共有化による高度情報通信を可能とし、各種電子申請などの様々なサービスを提供できる整備を進めてきた。

平成22年7月から、全町域で地上波デジタル放送再送信、自主放送番組、音声お知らせ、加入者間無料電話（IP電話）、多チャンネル放送及びインターネット接続を提供している。

令和2年度末において、CATVへの加入率は保安器設置世帯数の84%、未設置世帯数を含めれば65%であり、防災行政無線の終了を見据え、加入率向上を図るべく推進を行ってきた。

一方で、コロナ禍等による社会情勢の急激な変化に伴い、情報通信に対する町民ニーズの多様化や高速通信の必要性など新たな課題や近隣市町との情報通信格差が顕著となっている。

また、本事業で整備を行う光高速通信網を基盤として、デジタル技術により医療・福祉・地域交通・農林業・学校教育・子育て・観光などあらゆる分野で地域課題を解決し、町民の利便性を高めることにより、Society5.0社会の実現を目標としている。

その実現へ向けて、令和4年度に民間通信事業者に通信設備を譲渡し、官民連携により令和6年度末で町内のFTTH移行を完了した。光通信回線を整備することで、通信環境に関する課題解決を図り、地域の利便性向上や生活環境の改善など、過疎中山間地域でも都市部と同様の環境を確保することが可能となったが、幹線沿い以外への光通信回線の提供困難や、最新技術の発展等による情報通信格差の拡大に対応するため、整備を進めていく必要がある。

(2) その対策

光通信回線の整備により情報通信格差を是正することで、地域住民の利便性向上や生活環境の改善に加え、移住・定住促進、企業誘致、遠隔医療、スマート農業の実現、IoT機器の活用などによる行政サービスのデジタル化など、「スマートタウン」の実現へ向けたDX推進の取り組みを加速化していく必要がある。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
3地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設				
	通信用鉄塔施設				
	テレビ放送中継施設				
	有線テレビジョン放送施設				
	告知放送施設				
	防災行政用無線施設				
	テレビジョン放送等難視聴 解消のための施設				
	ブロードバンド施設				
	その他の情報化のための 施設	DX推進事業		北広島町	
		ケーブルテレビ事業		北広島町	
	その他				
	(2)過疎地域持続的発展特別事業				
	情報化	ケーブルテレビサービス事業		北広島町	
	デジタル技術活用				
	その他	防災行政用無線施設撤去事業		北広島町	
基金積立	北広島町過疎地域持続的発展基金積立		北広島町		
(3)その他					

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

民間事業者によるサービス提供が定着しており、民間事業者による施設の所有がより効果的な活用が見込まれる公共施設については、当該事業者への譲渡も含め、あり方を検討する。

また、利用率の低い公共施設については、その機能を移転したうえで除却又は売却、貸付などを検討する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路網

本町における主要な道路網としては、中国自動車道と浜田自動車道、一般国道 186 号、191 号、261 号、433 号などが通り、高速道路インターチェンジが 2 箇所設置されるなど、山陰山陽の中間地点における交通の要衝となっている。

ただし、高速道路以外では、本町と周辺地域をつなぐ道路などは、今後整備・充実を図る必要のある路線が多数あるとともに、本町内の骨格となる道路ネットワークも弱いといえる。

町道については、ネットワーク形成に重要な路線の整備とともに、既存道路施設の老朽化対策を実施し、施設の長寿命化を図って行く必要がある。また、通学路での子どもの安全確保や異常気象時の避難経路の整備が求められている。

農道及び林道については、物流機能の向上による農産物及び林産物の生産・流通の拡大、農地や森林の持つ公益的機能の維持・発揮、並びに経営の効率化を進めるためにも計画的な整備が必要不可欠となっている。

このため、高速道路（インターチェンジ）の立地を生かしながら、幹線道路等など町内ネットワークと周辺地域との連絡強化を図るとともに、市街地内、集落内などの生活道路網の計画的かつ効果的な整備が求められる。とりわけ、地域間交流を促進するためには、各地域を結ぶ一般国道及び主要地方道、一般県道の早急な整備が望まれる。さらに、安全・快適で人にやさしい道路環境の確保・向上も大切となる。

イ 生活交通

本町的生活交通サービスの現状は、①高速道路や幹線道路を中心に運行している民間の乗合バス事業者、②主に民間の路線バス事業者が運行していない地域を運行している町内民間乗合バス事業者、③デマンド運行している町内民間乗合バス事業者及びタクシー事業者による運行形態が存在し、町内全域をカバーしている。

現状におけるバス利用は、小中学生及び高校生の通学、高齢者の通院・買い物等が大部分で、こうした利用層は、今後も乗合バスなどの公共交通機関を利用せざるを得ない状況にあり、このため地域の実情に応じた、持続可能な生活交通の確保を図る必要がある。

平成 14 年に施行された道路運送法の改正により、路線退出などの規制が緩和され、一部の収益確保が困難な路線では民間のバス路線が廃止されたが、他の民間乗合バス事業者などによる継続運行により地域住民の生活交通を確保している。

今後、さらなる撤退も懸念されるため、撤退路線については、今後も代替の生活交通を検討する必要がある。

路線の大半は不採算路線で、行政の赤字補填により運行が維持されているが、今後も利用者増加の見込みは低く、バス事業者の経営努力、行政の財政負担ともに限界に達しつつある。

このため、平成 29 年度に北広島町地域公共交通再編計画を策定し、公共交通の再編に取り組んでいる。安心して便利な生活を支え、元気な地域をつくる公共交通体系を実現するため、住民ニーズに対応し、利用実態に応じた運行と利用促進を図るとともに、経常経費の抑制や経常収支の改善を進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 道路網の整備と交通安全対策

本町と他地域との連絡の強化を図るため、千代田インターチェンジ及び大朝インターチェンジへのアクセスを強化するとともに、一般国道や主要地方道などの整備を促進し、本町内外にわたる道路ネットワークの形成に努める。

また、本町内の道路ネットワークを強化するため、地域間や集落間を結ぶ道路、それぞれの集落と広域拠点や地域拠点をつなぐ道路などの整備を図るとともに、県管理道路の未改良区間については、それぞれの地域を結ぶ連絡道路としての機能を確保・強化するために、コスト削減策やローカル・ルールを活用しながら、本町においても、引き続き早期改良の実現に向けて積極的に働きかけていく。

町道については、整備する路線の優先順位を検討し、事業費の重点配分を行い、計画的かつ集中的に事業に取り組んでいく。また、道路施設の長寿命化を図るための事業や、通学路の安全対策、防災計画上重要な避難経路の整備を推進する。

また、本町では、広島市への通勤・通学として千代田 I C バス停から高速バスの利用者が多く、既存の 2 箇所のパーク & ライドでは想定を超える需要がある。利用者の安全性を確保し、利用者の利便性向上を図るため、道路整備を推進する。

農道及び林道については、山村地域における生産基盤、生活基盤などの総合的定住環境整備の一環として計画的に事業を推進する。

道路整備については、道路幅員や周辺環境を勘案しながら、歩道や交通安全施設、バリアフリー化など、安全で快適な道路環境づくりに努める。加えて、本町における地域の特色を現す道路の修景や、沿道を含めたまち並みづくりを進める。

さらに、除雪をはじめ道路管理の円滑化・効率化に努めるとともに、地域住民による定期的な道路の清掃活動及び道路管理の一部を住民が担う活動を支援する。

交通安全対策については、特に高齢者と子どもの関係した交通事故を防止するため、交通安全施設の整備、交通安全教育などの充実を図る。

イ 生活交通の確保

生活交通に関しては、民間路線バスの動向を見ながら、通学及び通院を中心としたバス路線、地域間を結ぶ広域的なバス路線を確保しつつ、デマンド型交通を運行することにより、生活交通を確保しながらも、生活交通の在り方については、本町の将来を見据えながら検討を進める。

また、事業の効率化、持続性を図るため、AI 技術や自動運転等のデジタルトランスフォーメーションの技術の導入を検討し、MaaS の実現を目指す。

さらに、脱炭素社会の実現に寄与するため、CO₂ 排出量の少ない車両等の導入を検討する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	壬生南方線(改良)[千代田地域]	北広島町	
		篠戸線(舗装)[千代田地域]	北広島町	
		水越線(舗装)[千代田地域]	北広島町	
		尾長線(改良)[千代田地域]	北広島町	
		十日市壬生線(改良)[千代田地域]	北広島町	
		八幡神社線(改良)[千代田地域]	北広島町	
		側道31・32・33号線(舗装)[千代田地域]	北広島町	
		城福線(改良)[千代田地域]	北広島町	
		中出線(改良)[千代田地域]	北広島町	
		本地グラウンド線(改良)[千代田地域]	北広島町	
		下市2号線(改良)[千代田地域]	北広島町	
		古保利河本線(新設)[千代田地域]	北広島町	
		古保利壬生線(改良)[千代田地域]	北広島町	
		水崎新地線(舗装)[千代田地域]	北広島町	
		新地下十日市線(舗装)[千代田地域]	北広島町	
		水崎古市線(維持)[千代田地域]	北広島町	
		神崎武住線(維持)[千代田地域]	北広島町	
		八重東小学校線(改良)[千代田地域]	北広島町	
		南方八重線(改良)[千代田地域]	北広島町	
		奥今田線(改良)[千代田地域]	北広島町	
		阿戸野賀線(舗装)[千代田地域]	北広島町	
		中出石井谷線(舗装)[千代田地域]	北広島町	
		胡子橋線(維持)[千代田地域]	北広島町	
		長原線(維持)[千代田地域]	北広島町	
		中原日南線(維持)[千代田地域]	北広島町	
		本郷線(維持)[千代田地域]	北広島町	
		宇藤堀線(維持)[千代田地域]	北広島町	
		中頼信南線(改良)[千代田地域]	北広島町	
		溝口大朝線(改良)[芸北地域]	北広島町	
		大元政所線(改良)[芸北地域]	北広島町	
		移原線(改良)[芸北地域]	北広島町	
		浮島長者原線(改良)[芸北地域]	北広島町	
		奥中原南門原線(改良)[芸北地域]	北広島町	
		米沢本郷線(改良)[芸北地域]	北広島町	
		橋山小板線(改良・維持)[芸北地域]	北広島町	
		奥中原苜屋形線(改良)[芸北地域]	北広島町	
		川小田若杉線(舗装)[芸北地域]	北広島町	
		後々原下林線(改良)[芸北地域]	北広島町	
		鳥落下林郷線(維持)[芸北地域]	北広島町	
		宮瀬神社線(維持)[芸北地域]	北広島町	
		小山中祖線(舗装)[芸北地域]	北広島町	
大暮東線(維持)[芸北地域]	北広島町			
中郷線(維持)[芸北地域]	北広島町			
宮地中山線(維持)[芸北地域]	北広島町			
雲耕1号線(維持)[芸北地域]	北広島町			
荒神原線(維持)[芸北地域]	北広島町			
女鹿原線(改良)[大朝地域]	北広島町			
船峠線(舗装)[大朝地域]	北広島町			
大塚筏津線(舗装)[大朝地域]	北広島町			
大朝工業団地線(舗装)[大朝地域]	北広島町			
小枝線(舗装)[大朝地域]	北広島町			
宮迫脇原線(維持)[大朝地域]	北広島町			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4交通施設の 整備、交通 手段の確保		筏津小学校線(維持)[大朝地域]	北広島町	
		大塚市宮松線(維持)[大朝地域]	北広島町	
		間所支線(維持)[大朝地域]	北広島町	
		麻ノ前線(維持)[大朝地域]	北広島町	
		瀬山萩原線(改良)[豊平地域]	北広島町	
		志路原上石線(改良)[豊平地域]	北広島町	
		大矢田の原線(改良)[豊平地域]	北広島町	
		大畠今吉田線(改良)[豊平地域]	北広島町	
		中郷線(改良)[豊平地域]	北広島町	
		久保角田中原線(改良)[豊平地域]	北広島町	
		石中山線(改良)[豊平地域]	北広島町	
		一の渡線(改良)[豊平地域]	北広島町	
		志路原田原線(改良)[豊平地域]	北広島町	
		岩倉線(改良・舗装)[豊平地域]	北広島町	
		勝田落合線(舗装)[豊平地域]	北広島町	
		若林線(改良)[豊平地域]	北広島町	
		琴谷鶉木線(維持)[豊平地域]	北広島町	
		前の谷寺組線(維持)[豊平地域]	北広島町	
		中八幡線(維持)[豊平地域]	北広島町	
		松本谷線(維持)[豊平地域]	北広島町	
		市弓場線(維持)[豊平地域]	北広島町	
		千代田IC線(仮称)(新設)[千代田地域]	北広島町	
		橋りょう	赤穂橋(架換)[千代田地域]	北広島町
	御幸橋(架換)[千代田地域]		北広島町	
	川井大橋(長寿命化)[千代田地域]		北広島町	
	太郎丸橋(長寿命化)[千代田地域]		北広島町	
	松原橋2(長寿命化)[千代田地域]		北広島町	
	長尾橋(改良)[大朝地域]		北広島町	
	馬場大橋(改良)[大朝地域]		北広島町	
	熊取2号橋(架換)[大朝地域]		北広島町	
	筏津橋(長寿命化)[大朝地域]		北広島町	
	神田橋(架換)[豊平地域]		北広島町	
	引地橋(長寿命化)[豊平地域]		北広島町	
	多熊橋(長寿命化)[千代田地域]		北広島町	
	下組橋(長寿命化)[豊平地域]		北広島町	
	沖河内橋(長寿命化)[豊平地域]		北広島町	
	その他	下山トンネル(長寿命化)[芸北地域]	北広島町	
	(2)農道	南方線(舗装)[千代田地域]	北広島町	
		古野線(改良・舗装)[豊平地域]	北広島町	
		中原中央2号線(改良)[豊平地域]	北広島町	
		繁宗線(舗装)[豊平地域]	北広島町	
		弥隅谷線(舗装)[豊平地域]	北広島町	
		湯川谷3号線(舗装)[豊平地域]	北広島町	
		桑木線(舗装)[豊平地域]	北広島町	
		中祖1号線(舗装)[芸北地域]	北広島町	
		田中線(改良)[芸北地域]	北広島町	
		大元中祖政所線(舗装)[芸北地域]	北広島町	
溝口大橋・松ヶ埜橋(耐震補強)[芸北地域]		北広島町		
千代田トンネル(長寿命化)[千代田地域]		北広島町		
畑ヶ谷溝口線[広域農道1期](舗装)[芸北地域]		北広島町		
どんぐり西宗線[広域農道2期](舗装)[豊平地域]		北広島町		
溝口戸谷線[広域農道4期](舗装)[芸北・豊平地域]		北広島町		
(3)林道		鹿渡原線(舗装)[豊平地域]	北広島町	
		海応寺線(改良)[豊平地域]	北広島町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4交通施設の 整備、交通 手段の確保	(3) 林道	後龍頭線(開設)[豊平地域]	北広島町	
		矢栗線(舗装)[豊平地域]	北広島町	
		岩見路線(開設)[豊平地域]	北広島町	
		西浄土平線(開設)[豊平地域]	北広島町	
		西宗線(開設)[豊平地域]	北広島町	
		岩倉線(開設)[豊平地域]	北広島町	
		大番谷線(開設)[豊平地域]	北広島町	
		越ヶ谷線(開設)[豊平地域]	北広島町	
		石仏線(開設)[豊平地域]	北広島町	
		上峠線(改良・開設)[芸北地域]	北広島町	
		大原線(開設)[芸北地域]	北広島町	
		伯者迫線(舗装)[芸北地域]	北広島町	
		西草線(舗装)[芸北地域]	北広島町	
		城岩線(舗装)[芸北地域]	北広島町	
		大久保線(舗装)[芸北地域]	北広島町	
		長沢線(舗装)[芸北地域]	北広島町	
		溝口・畑ヶ谷線(開設)[芸北地域]	北広島町	
		城岩支線(舗装)[芸北地域]	北広島町	
		木屋ヶ谷線(舗装)[大朝地域]	北広島町	
		小岩谷線(整備)[大朝地域]	北広島町	
		本谷線(開設)[大朝地域]	北広島町	
	大迫橋・文蔵線(長寿命化)[大朝地域]	北広島町		
	下寒曳橋・下寒曳線(長寿命化)[大朝地域]	北広島町		
	畳山1号橋・畳山線(長寿命化)[大朝地域]	北広島町		
	板ヶ谷橋・惣森線(長寿命化)[千代田地域]	北広島町		
	(4) 漁港関連道			
(5) 鉄道施設等	鉄道施設			
	鉄道車両			
	軌道施設			
	軌道車両			
	その他			
(6) 自動車等	自動車			
	雪上車			
(7) 渡船施設	渡船			
	係留施設			
(8) 道路整備機械等	ロータリー除雪車整備事業		北広島町	
	除雪ドーザー整備事業		北広島町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業	公共交通	バス運行事業	北広島町	
	交通施設維持			
	その他			
	基金積立	北広島町過疎地域持続的発展基金積立	北広島町	
(10) その他	大朝IC周辺整備事業[大朝地域]		北広島町	
	国・県道等改良負担金		広島県	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

道路及び橋りょう等のインフラ資産は、国土保全として国道等との整合性を図り、一体的に計画する必要がある。橋りょうについては当分の間「北広島町橋梁個別施設修繕計画」に基づき安全の確保を前提とした効率的・計画的な予防保全を行い、長寿命化を図っていく。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上下水道

本町の水道事業は、令和5年度から広島県水道広域連合企業団に移行した。企業団の広域化事業において、土師ダムを水源とする土師広域浄水場を整備するとともに、安全で安心して使用できる水道水を確実に供給するために、取水場・浄水場・配水管などの老朽化が進む施設の計画的な更新が必要である。

また、家庭から排出される汚水は、公共下水道事業（1地区）、特定環境保全公共下水道（3地区）及び農業集落排水事業（8地区）の3事業で面的な整備を終え、集合処理を行っており、令和6年度末の本町の下水道計画区域内の普及率は、90.7%となっている一方で面整備が行われていない区域については、合併処理浄化槽で個別処理をしている。下水道事業については、令和6年4月1日付で特別会計から公営企業法の法適用企業会計へ移行した。今後は、更なる水洗化率向上を目指し、集合処理区域内の下水道接続及び集合処理区域外の小型合併処理浄化槽設置整備事業を推進し、生活環境の整備を行うとともに、公共用水域の水質保全に努める必要がある。加えて、人口減少に対応するため処理施設等の広域化・共同化の取組を進める必要がある。

イ 廃棄物処理施設

本町のごみの収集・運搬業務については、平成28年度末に山県郡西部衛生組合が解散後、芸北地域を含む町内全地域が芸北広域環境施設組合の定めるところによって行っている。

廃棄物処理施設のうち中間処理施設は、芸北広域環境施設組合の「芸北広域きれいセンター」が担っており、最終処分は、（一財）広島県環境保全公社等で行っている。

また、し尿については、本町の処理施設「緑清苑」で適切に処理を行っているが、昭和53年に供用開始した緑清苑は、令和7年で47年が経過し施設や設備の老朽化が進んでいる。

今後ごみの減量化、リサイクル・再資源化、ダイオキシン対策などを推進しながら、循環型社会の形成に向けて取り組んでいく必要がある。また、し尿については、し尿や浄化槽汚泥の発生量を勘案しながら、施設の更新や新たな下水道投入施設の建設も視野に入れつつ効率的で適切な処理を図っていく必要がある。

ウ 火葬場

本町の火葬業務は芸北地域にある「浄寿苑」、千代田地域にある「慈光苑」、豊平地区にある「光寿苑」の3施設で行っており、大朝地域のみ邑南町にある「紫光苑」で両町による火葬業務を行ってきたが、本町分の利用件数の減少に伴い令和2年度末をもって共同運営を解消させた。

各地域とも既存施設の改修等により維持しながら管理運営を行ってきたが、「浄寿苑」の老朽化が最も進んでおり、今後、維持管理が困難になると予測される。また、町内3施設に係る運営費の増加も見込まれるため、今後の火葬場の整備等について令和5年度に「北広島町火葬場整備基本計画」を策定した。

エ 消防防災

本町の常備消防は、全町を対象として消防救急業務を行っている。消防力の維持・持続的発展には多大な経費を必要とし、厳しい財政状況の中で困難を期しているのが現状である。消防

の三要素は人員・機械器具・水利であり、そのどれが欠けても任務を達成することはできない。

とりわけ消防ポンプ自動車、救急自動車等車両の維持管理、災害発生時、拠点となる消防庁舎施設については万全の態勢をもって任務にあたる必要があり、喫緊の課題としては耐震性のない出張所への対応があげられる。その他、消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の維持管理も必要である。併せて、災害時に避難施設として活用するその他公共施設などの耐震化推進、装備の整備・充実、避難路の幅員増や職員の資質の向上を図っていく必要がある。

非常備消防である消防団は、合併に伴い統合し、分団制として旧町単位に副団長を1名置いて組織しているが、過疎化・高齢化が進み、若年層の新入団員の確保が困難になっている。

消防施設などについては、消火栓や防火水槽などの整備を進めているが、一部では防火水槽やポンプ車などの老朽化が生じており、計画的な整備と更新が求められる。

防災については、地域防災計画などに基づいて、自主防災組織、民間防火組織（女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等）の結成促進・育成強化、災害応急対策の確立、自然災害対策の強化などに、地域ぐるみで取り組んでいく必要がある。

オ 住宅

本町の住宅は、住宅・土地統計調査によると持ち家の占める割合が令和5年において83.17%となっている。

また、公営住宅などは、令和6年度末現在359戸、世帯数に占める割合（公営住宅等比率）は4.29%となっている。

ただし、各地域により住宅を取り巻く環境も異なり、公営住宅については整備水準に差が生じている。加えて、老朽化が進んでいる公営住宅が相当数あるとともに、バリアフリー化など高齢者などに配慮した住まいづくりも課題となっている。

カ 男女共同参画

男女共同参画社会の形成の促進は、21世紀の我が国社会を構成する国民一人ひとりにかかわる国政上の最重要課題として位置付けられている。

男女共同参画社会基本法第14条では、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」を定めるよう努めなければならない」と規定されている。

本町では、令和5年3月に「北広島町男女共同参画プラン(第4次)」(令和5年度～令和9年度)を策定し、目標に向けて、「仕事と暮らしの充実」、「人権尊重と男女共同参画社会への意識づくり」、「安心して暮らせる社会の実現」、「男女がともに参画する地域社会の形成」の4つの視点に基づき、様々な分野で積極的な施策を展開し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しているところである。

キ その他

本町においては、運動公園などをそれぞれの地域に整備しており、スポーツ・レクリエーションや交流の拠点として活用されている。

今後は、地域の特色を生かしながら、コミュニティレベルにおける公園などの整備・充実が求められる。

また、本町では、自然や田園環境と調和した美しい景観形成、環境美化の推進などに努めてきたが、こうした取り組みをさらに進めることが大切である。

さらに、安全・安心な環境を確保するため、消防防災と併せて、地域医療や生活交通の確保及び集落維持のための安定的なエネルギーの供給拠点の整備等・維持、交通安全対策や防犯対策、消費者保護対策、空き家対策を進める必要がある。

(2) その対策

ア 上下水道

源流域としての良質な水資源の保全に努めながら、安全でおいしい水を供給し、定住条件の向上にも資するため、地域の実状を踏まえた上水道の整備・充実を図る。

また、企業誘致を含めた水需要の増加に応えるため、企業団の広域化事業において、土師ダムを水源とする土師広域浄水場を整備する。

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の集合処理区域は面的整備が完了しているが、今後更なる水洗化率向上を目指し集合処理区域内においては、下水への接続を促進するとともに、集合処理区域以外については、小型合併処理浄化槽設置整備事業を推進する。農業集落排水事業の集合処理区域においては、人口減少に対応するため処理施設等の広域化・共同化の取組を進める。

イ 廃棄物処理施設

環境に関わる団体などの支援や連携・交流の促進に努め、地域ぐるみで循環型社会に取り組む体制の強化を図る。

また、関係団体などと協力しながら、様々な場において分かりやすく魅力的な環境教育を行い、住民、民間事業者などの環境意識と実践力を高め、環境負荷の少ない暮らしや事業活動を促進する。

排出者責任、拡大生産者責任の考え方を周知徹底するなど、住民などのごみや環境に対する意識の高揚を図り、協力と参加を得ながら、ごみの減量化やリサイクル等適正な処理を進める。

また、し尿については、効率的で適切な処理を行うため、老朽化が著しいし尿処理施設「緑清苑」に代わる施設として、下水道投入施設等の整備を進める。

ウ 火葬場

本町に設置している芸北地域の「浄寿苑」、千代田地域の「慈光苑」、豊平地域の「光寿苑」の3つの火葬場を運営していく中で、適正な管理運営のために施設の老朽化の状況や火葬件数を考慮しながら、町内1ヶ所に統合し、その整備を行う。

エ 消防防災

地域防災計画を基本に、消防活動体制は十分に整備する必要があるとあり、高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線等通信施設、消防及び救助に関する救助工作車、高規格救急自動車、輸送・指揮車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材等の計画的な整備に努める。住民の防災意識の高揚と参加促進に取り組みながら、自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブの育成・強化など地域コミュニティにおける基礎的な防災体制の充実を図るとともに、本町における地域内の連携を高め、様々な状況に対応できる、より強固な体制づくりを進める。

また、自然環境に配慮しながら、治山・治水、市街地や集落における避難場所の整備・充実、避難施設としての公共施設などの耐震化推進、避難路の幅員増、消防水利の計画的な整備などに取り組むとともに、大規模災害発生時の広域連携、緊急消防援助隊の充実強化、冬期の積雪

などを考慮した防災体制の強化を進め、災害に強い地域構造の形成を図る。

さらに、常備消防と消防団の連携強化に取り組み、消防力の充実を図る。

オ 住宅

公営住宅については、平成 30 年度に策定した「北広島町町営住宅等長寿命化計画」（平成 30 年度～令和 9 年度）により、計画的な維持改修とともに高経年の住宅の除却を進める。

さらに、平成 29 年度に策定した「北広島町耐震改修促進計画（第 2 期計画）」（平成 30 年度～令和 7 年度）に基づき、地震による建築物の倒壊などの被害から、住民の生命・身体及び財産を守るために、住宅の耐震化の促進に努める。

カ 男女共同参画の推進

「北広島町男女共同参画プラン(第 4 次)」(令和 5 年度～令和 9 年度)に基づき、施策を推進し、策定後、5 年目となる令和 9 年度に施策・数値目標などの進行状況、課題の把握をとりまとめる。

推進に当たっては、関係団体、庁内関係部署などとの連携を継続し、一体となった取り組みを推進する。

キ その他

関係機関・団体や住民などとの連携のもとに、それぞれの地域の実情を把握しながら、交通安全施設整備、交通安全教育及び広報・啓発活動などによる交通安全対策や防犯対策、安定したエネルギーの供給拠点の整備等・維持、消費者保護対策、空き家対策に取り組み、安心して安全に暮らせるまちづくりを進める。

また、公園の整備については、芸北高原の冷涼な気候と源流域における豊かな自然を生かした住民の憩いの場としての活用の検討が必要である。

農地の荒廃を防止し利用率を高めるため、農地の集積化と認定農業者等の担い手の育成、地域営農集団活動の充実、集落法人化、企業の農業参入の促進に努めるとともに、日本型直接支援支払制度（中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金）の有効活用を進める。

（再掲）

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5生活環境の 整備	(1) 水道施設			
	上水道	総合管理業務委託事業	北広島町	
		水道施設更新事業	北広島町	
	簡易水道			
	その他	生活用水取水施設整備事業	北広島町	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業[大朝・千代田地域]	北広島町	
		農村集落排水施設	農業集落排水事業[芸北・千代田・豊平地域]	北広島町
	地域し尿処理施設			
	その他	小型合併処理浄化槽設置整備事業	北広島町	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	ごみ処理施設整備事業	北広島町	
		し尿処理施設	液状一般廃棄物処理施設整備事業[千代田地域]	北広島町
	その他			
	(4) 火葬場	火葬場整備事業	北広島町	
		火葬場管理運営事業	北広島町	
		火葬場解体事業	北広島町	
	(5) 消防施設	防火水槽設置整備事業	北広島町	
		消防車購入事業(非常備消防)	北広島町	
		消防団施設整備事業(非常備消防)	北広島町	
		救急機器更新整備事業(常備消防)	北広島町	
		消防庁舎・出張所整備事業(常備消防)	北広島町	
		高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新整備事業(常備消防)	北広島町	
		高規格救急車更新整備事業(常備消防)	北広島町	
		消防ポンプ自動車更新整備事業(常備消防)	北広島町	
		救助工作車更新整備事業(常備消防)	北広島町	
		その他消防署車両更新整備事業(常備消防)	北広島町	
	(6) 公営住宅	町有千代田住宅環境整備事業[千代田地域]	北広島町	
		町営住宅長寿命化事業	北広島町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	生活		
		環境		
		危険施設撤去		
防災・防犯				
その他		消防施設除却事業	北広島町	
基金積立		北広島町過疎地域持続的発展基金積立	北広島町	
(8) その他	若者定住促進住宅整備事業[全域]	北広島町	(再掲)	
	空き家再生等推進事業(解体)[全域]	北広島町		
	男女共同参画推進事業	北広島町		
	中山間地域等直接支払交付金事業	北広島町		
	多面的機能支払交付金事業	北広島町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

水道施設及び下水処理施設は受益者負担を原則とし、公営企業として将来にわたり事業経営を維持するため、アセットマネジメントに取り組み、中長期的な視点に立った計画的・効率的な施設の整備、更新や予防保全により経費の縮減及び平準化を推進する。

消防施設については人口減少、救急需要等の変化にあわせ、消防のあり方自体を検討し、常備消防の署所配置、消防団体制について見直しを進める。

公営住宅については「北広島町公営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理を行う。

その他の公共施設で耐震性のないものについては、人口推移を考慮しながら必要な性能、規模について検討する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

近年の急速な少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加、人間関係の希薄化、地域コミュニティの衰退化などに伴い、家庭や地域における子育て環境は厳しさを増す一方であり、子育て世帯への支援を一層強化することが求められている。

このような状況の中で、令和7年3月に「第3期子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～令和11年度）を策定し、子育て支援施策を推進している。

現在、本町においては、公立保育所が2か所、民間保育施設が8か所あり、延長保育、一時保育などの特別保育や地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業、病児・病後児保育事業をはじめとした各種事業の実施により子育て世帯を包括的に支援している。

しかし一方で、保育施設の老朽化等による安全対策など、保育環境に課題がある。また、本町は、女性（25～44歳）の就業率が非常に高く、産休・育休後すぐに職場復帰を望む傾向が高いため、子どもを保育施設に入所させたい声が多いが、年度途中の入所希望に十分に対応できないといった課題があり、今後は保育施設・保育提供体制の更なる充実により、保護者の就労機会の確保を図る必要がある。

また近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、本町においても児童虐待件数の増加や不登校児童生徒の増加が大きな課題となっている。子どもが安全に安心して過ごせる「居場所」を整備し、子どもの健全な育成を図る取組が求められている。

また、本町の「遊び場」の現状については、これまで町内の各施設に整備された遊具も長い年月を経て、老朽化により撤去されるなど、子どもたちにとって、「遊び場」環境は大きく変化してきている。子どもの成長過程において、「遊び」は心身の発達はもちろん、創造力や社会性を身につけるための重要な要素のひとつであることから、遊び場の確保・充実を図る必要がある。

イ 高齢者保健福祉

本町の老年人口比率は、令和2年の国勢調査において39.6%であり、広島県及び全国平均を大きく超えており、人口の減少傾向、少子化の進行と合わせると、高齢化はさらに進むと考えられる。

介護保険制度のスタートから25年が経過し、制度の周知、介護サービスの充実も進み、家族介護の軽減は図られてきているものの、高齢者の単身世帯の増加や老々介護などにより、住まいや生活支援など介護保険サービス以外での在宅サービスの必要度が高まっている。

施設サービスは充実しているが、介護給付費が増加し、介護保険料の負担が大きくなっていることや、介護人材不足により、介護保険サービスを安定的に提供する上で人材確保が大きな課題となっている。

また、認知症高齢者の増加に伴い、家族の介護負担や高齢者虐待など介護保険サービスだけでは対応できない状況が増えているため、地域見守り活動に関する協定の締結や認知症初期集中支援チームなどの活動により、地域とともに認知症等高齢者の早期発見と早期治療、見守り支え合う地域づくりに取り組んでいる。

今後、高齢者人口は減少となるが、高齢者のみの世帯の増加は続くと推測されることから、高齢者が孤立しないための地域全体での支えあい、見守り体制の充実、介護予防策が必要である。また、地域の実情と高齢者の実態を踏まえた、保健・医療・福祉・介護が連携した総合的

なサービスの提供が求められてくる。また、地域、関係機関・団体・サービス事業者等と連携を図り、介護人材の確保・定着・育成の取組に一体的に取り組むとともに、業務の効率化を推進していくことが必要である。

ウ 健康づくり

住民の健康に関しては、生活習慣や生活環境の変化、高齢化の進行などで社会が変化する中で、健康を取り巻く状況も複雑化・多様化している。特定健診の受診率は、新型コロナウイルス感染症の流行により低下した。その後、徐々に回復し、令和6年度は44.9%となっている。今後さらに住民の健診への受診意識向上を図るとともに、特定健診やがん検診、歯周疾患検診の充実を図り、医療機関と連携して、総合的な予防対策を進め、疾病の早期発見、早期治療に向けて一層の健康づくり対策が必要である。

また、健康を保持・増進するためには、「自分の健康は自分で守る」という意識と実践により、住民自らが生涯を通じて健康づくりの取り組みを行えるようにする動機づけが大切である。

そのため、平成25年度から実施している住民が主体的かつ積極的に健康づくりに取り組む元気づくり推進事業を町内の各地域に展開している。元気リーダーが中心となりストレッチや軽い筋力トレーニングなどを継続実施することで、主体的に健康づくり、元気づくりを進め、介護に依存しない生活・地域づくりを展開することが重要となる。

エ 障がい者福祉

近年、障がい者施策は、障がい者の人格や個性が尊重され、日常生活を送れるように必要な支援を行い、障がいの有無によって分け隔てられることなく共生できる社会の実現に寄与することを目指して、様々な制度が整備されてきている。

平成25年に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、国の障がい者制度の動向を加味したさらなる障がい者施策の展開が求められている。

このような状況を踏まえ、令和3年度に本町の障がい者福祉に関する基本計画である「北広島町障害者プラン（第3期障害者福祉計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」を策定した。

また、令和4年に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」では、障がい者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障がい者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、様々な措置を講じることが定められた。この法律にもとづき、これまでの取り組みや障がい者施策の変遷の状況を踏まえ、本町において障がい者はもちろん、すべての人が地域で安心して暮らしていける社会の構築のため、令和6年度には「北広島町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定した。

計画に基づいた障がい福祉施策の推進により、障がい者の社会参加と自立支援に向けた道は開かれつつあるものの、なお困難な状況にある。このため、地域社会で安心して自立した生活ができるよう、インクルーシブとノーマライゼーションまた、ユニバーサルデザインの考え方を根底に捉え、必要なサービスが、乳幼児から高齢期に至るすべてのライフステージにおいて受けれるよう、障がい者福祉サービスの質・量の充実を図るとともに、能力や適正を生かした働く場の確保など、社会参加を促す整備より一層推進することが必要である。

(2) その対策

ア 児童福祉

妊娠、出産期から子育て期にわたり、保健師、助産師、保育士などが、子どもの発達と成長を見守りながら、ワンストップサービスによる切れ目のないサポート体制を構築し、子育て世代が安心して子育てできるよう支援するため、平成30年に「ネウボラきたひろしま」を開設した。

その後、「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健法に基づく「子育て世帯包括支援センター（ネウボラ）」の組織が見直され、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行うため、本町では、令和6年4月に「きたひろこども家庭センター」を設置し、子育て支援体制の強化を図り、児童福祉業務と母子保健業務を一体的に提供することで、子育て世帯を包括的に支援している。

人々の価値観やライフスタイルの変化などにより、社会環境が大きく変化する中、今後、さらに多様化する保育ニーズに対応するため、老朽化する保育施設の整備や子どもの居場所づくり、遊び場創生など、子ども・子育て支援事業の計画的な実施により、子どもが健やかに育つ町づくりに取り組んでいく。

イ 高齢者保健福祉

高齢者福祉については、高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと自分らしく暮らせるよう、在宅医療と介護の連携を強化するとともに、地域全体での支え合い、介護予防事業、要支援高齢者への生活支援サービス、緊急通報体制の整備、配食サービスなどの地域包括ケア体制の充実を図る。

また、地域包括支援センターが中核となり、介護予防ボランティアのお元気サポーターや元気リーダーなど住民の積極的な参加を求め、高齢者、障がい者、子育てのすべてを地域全体で、支え合う意識の向上と実践に取り組む。

介護保険事業については、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える令和22年を見据え、第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）を令和3年3月に策定した。高齢化が一層進む中で、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで地域共生社会の実現を図る。また、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各サービスが切れ目なく一体的に提供できる体制づくりに取り組む。

そのために、高齢者が要介護（要支援）状態になる前からの介護予防を推進するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業に取り組んでいく。

人口減少により不足する介護人材を確保するため、人材の質の向上や確保及び定着を図ることを目的として、介護職員研修受講費補助金制度を平成30年度より開始した。今後は、潜在的な人材の掘り起こしとして、講演会や介護の疑似体験などに取り組むこととしている。

ウ 健康づくり

健康づくりに関する啓発や地域の環境や資源を生かした健康づくりの場と機会の拡充に取り組みながら、住民の主体的な健康づくり活動を促進する。

特定健診の受診率を向上させるために、AIを活用した効果的な受診勧奨を継続して行い、予約専用電話やWEB予約の導入など、申込しやすい体制を整えた。また、がん検診についても保健師が受診勧奨を随時行い、生活習慣病の予防や早期発見、早期治療の取り組みを推進する。

町内で展開している元気づくり推進事業は、集会所等身近な場所で行うことで、元気リーダ

一を中心とした活力ある地域づくりに繋げていく。

加えて、国民健康保険第3期データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）や「健康きたひろしま21」（令和6年度～令和17年度）に基づき、住民が主体的に健康づくり・介護予防に関わっていくことのできる環境整備を進めていく。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始し、切れ目のない保健事業を実施している。

エ 障がい者福祉

障がいのある人もない人も地域の中でともに安心して生活できる社会、障がいのある人がひとりの人間として尊重され、人間としての尊厳と誇りを持って地域で安心して暮らせるよう、本町が策定した「北広島町障害者プラン」に基づき、総合的な相談体制の整備を進めるとともに、雇用及び就労促進、在宅、施設福祉サービスの提供に努める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上 及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	保育所整備事業[千代田地域]	北広島町	
	児童館			
	障害児入所施設			
	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業	北広島町	
	(3) 高齢者福祉施設			
	高齢者生活福祉センター			
	老人ホーム			
	老人福祉センター			
	その他			
	(4) 介護老人保健施設			
	(5) 障害者福祉施設			
	障害者支援施設			
	地域活動支援センター	障害者地域生活支援拠点整備事業	北広島町	
	福祉ホーム			
	その他			
	(6) 母子福祉施設			
	(7) 市町村保健センター及び子育て世 代包括支援センター			
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	ファミリー・サポート・センター運営事業	北広島町	
		少子化対策事業	北広島町	
		こども第三の居場所管理運営事業	北広島町	
		子ども・子育て支援事業計画策定事業	北広島町	
		保育所除却事業	北広島町	
	高齢者・障害者福祉			
	健康づくり			
	その他			
	基金積立	北広島町過疎地域持続的発展基金積立	北広島町	
	(9) その他	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業	北広島町	
		遊び場創生事業	北広島町	
	障害者プラン策定事業	北広島町		
	健康増進計画策定事業	北広島町		
	元気づくり推進事業	北広島町		
	介護予防・日常生活支援総合事業	北広島町		
	認知症総合支援事業	北広島町		
	介護職員人材確保事業	北広島町		
	北広島町保育士等育成奨学金	北広島町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

必要な規模について検討し、その他施設については、適切に維持管理し長寿命化を図るとともに、譲渡できるものは検討していく。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療施設は、令和7年度において病院4施設、診療所7施設、歯科診療所10施設が立地し、このうち公立（町営）は診療所2施設である。

本町の医療施設の立地をみると、病院3施設、診療所4施設、歯科診療所6施設は千代田地域に立地し拠点的な役割を担っているが、圏域を超えて通院する患者は、交通条件や距離などから限られている。また、豊平地域では、広島市への通院の割合が相対的に高く、芸北地域では、安芸太田町や浜田市への通院もある。

さらに、高齢化の進行や生活スタイルの変化などにより疾病構造も変化し、そのことによって保健・医療・福祉に対するニーズも複雑かつ多様化している。また、日常の健康管理や疾病時の対応、福祉、介護、住まいなど、それぞれがつながりのある地域包括ケアシステムが求められている。

一方、医療従事者の不足という問題が生じており、より充実したサービスを提供していくために、医師会、歯科医師会、薬剤師会などと協力しながら、人材の育成や確保に取り組む必要がある。

特に、医師、看護師の確保は今後の医療の安定のためにも、将来を通じ必要不可欠である。

救急医療については、初期救急医療機関として山県郡医師会在宅当番医があり、二次救急医療機関としては町内では大朝ふるさと病院、千代田中央病院、北広島病院の3施設が位置づけられている。

二次救急医療機関は、芸北地域及び豊平地域には立地しておらず、また、その他の地域においても初期救急医療を含め搬送時間が長くなる集落があり、迅速な搬送が行えるよう道路網などの条件整備に取り組む必要がある。

(2) その対策

住民の保健・医療・福祉・介護ニーズに対応するため、行政と社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、民間事業者などとの連携を強化し、地域の実情に応じた総合的なサービスの提供を図る。

また、民間での対応が困難な地域においては、地域医療の確保に最大限配慮する。

さらに、ボランティア活動など住民の積極的な参加を促進しながら、サービスの担い手の養成・確保に努める。

また、医療従事者の不足を補うために、平成27年度より医師・看護師育成奨学金制度を開始した。加えて、医師を疲弊させないよう、住民自身が適正な受診の仕方などについて理解し、実践することも必要である。

併せて、地域の医療機関や関係機関などとの連携のもとに、生涯にわたる医療・保健サービスの提供の充実などに取り組むとともに、在宅医療や休日・夜間、救急医療の充実に努める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7医療の確保	(1) 診療施設			
	病院			
	診療所			
	患者輸送車(艇)			
	その他			
	(2) 特定診療科に係る診療施設			
	病院			
	診療所			
	巡回診療車(船)			
	その他			
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院			
	民間病院			
	その他			
	基金積立	北広島町過疎地域持続的発展基金積立	北広島町	
	(4) その他	医療従事者育成奨学金	北広島町	
		在宅当番医制運営事業	北広島町	
	救急医療確保事業	北広島町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

適切に維持管理し、長寿命化を図っていくが、今後の人口推移を考慮し、目的や必要性、規模について整理していく。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町では、平成 21 年 5 月に義務教育の目標・理念や基本的な方向性を示した「きたひろしま・夢・まなびプラン」を、令和 2 年 3 月に「第 2 次北広島町義務教育振興基本計画」（令和 2 年度～令和 11 年度）を策定し、このプランに基づき義務教育行政を推進している。

教育の質を高めることを基本に据え、小学校の統合・廃止を保護者と地域住民の理解を得ながら進め、平成 22 年に 17 校（内休校 1 校）設置していた小学校が令和 3 年には 8 校となり、うち、複式学級を有する学校は 9 校から 2 校となった。小学校の統廃合に係る学校施設の新設や危険校舎の改築、学校施設の耐震化を図った。

少子化は急速に進み、特に中学校の小規模化が見込まれる中、教育条件の向上を図りきめ細やかな教育を行うため、令和 6 年度から豊平小・中学校を閉校し、新たに義務教育学校を設置した。

また、全学年が複式学級となった新庄小学校については、令和 4 年に開催された総合教育会議で複式学級解消について確認され、大朝小学校との統合に向けて地域への説明会を開催した。地域からの提言を受け令和 6 年に大朝小新庄小統合準備委員会を設置し、保護者と地域住民の理解を得て令和 6 年度末をもって新庄小学校を閉校した。これにより令和 7 年度からの学校数は小学校 6 校、中学校 3 校、義務教育学校 1 校となった。

児童生徒の体力と学力には一定程度の相関関係があると考え、体力向上に平成 23 年度から取り組んだ結果、平成 27 年度広島県体力・運動能力テストでは調査学年の全てが県のトップとなり、令和 6 年度全国体力・運動能力調査では、小・中・義務教育学校のおよそ 8 割の種目において全国平均を上回るなど成果が現れているが、少子化の波に歯止めはかからず児童生徒数の減少傾向は進んでいる。町の人口減少傾向への対策として学校教育としてアプローチするには将来「北広島町に住みたい、北広島町のために貢献したい」と思う子どもの育成を地域とともに進めることが必要である。

その他、施設・設備・通学上の課題としては、近年の気候変動に伴う夏季の猛暑への対応や老朽化する学校施設の計画的整備や施設の解体、効率的な給食施設の整備や地産地消、社会の変化に対応する情報関連機器等の整備、プールの温水化、通学方法の根本的な検討などが課題となっている。給食施設については、令和 6 年 9 月からの北広島町学校給食センター稼働により、自校給食施設のすべてを廃止し、衛生管理基準に基づいた施設運営を行っている。また、学校プールの実施については、令和 7 年度から施設の老朽化等により自校プールを廃止し、全校で公共プールを利用している。

各学校では地域の豊かな自然や文化を生かした特色ある取り組みが展開され、その充実も必要である。本町の教育資源は、地域の恵まれた自然、伝統、歴史文化や人・地域のつながりである。義務教育の基本理念である「豊かな人間性と文化をはぐくみ、一人ひとりが輝く義務教育の実現」のもと、子どもたちがたくましく生きる力の育成を進めていく必要がある。

公立の義務教育以外では、公立高等学校・分校及び、私立中学校・高等学校が各 1 校設置されており、中高連携教育の推進や町独自の支援を行い高等学校の活性化を図る必要がある。

こうした現状を踏まえ、教育環境のさらなる充実により、定住条件の向上につなげることが重要である。

イ 生涯学習等

我が国では少子高齢化に伴う人口減少が進んでおり、北広島町も例外ではない。

町内には、旧町単位で4つの地域づくりセンターと4つの運動公園のほか、図書館、多数の文化施設、スポーツ施設があり、行政からの生涯学習機会の提供とともに多種多様な生涯学習の場において、住民による自主的で積極的な生涯学習活動や施設利用が行われている。生涯学習施設が住民に広く知られ、それぞれの目的に合った積極的な活用ができるように情報提供等、老朽化や長寿命化、気候変動に配慮した環境整備が必要となる。

学ぶ意欲を持つ人が多く継続して活動している等の強みを生かしつつ、住民の思いを共に育てる学びの支援と、地域の小さな単位へ出かけていく「出前講座」や「オンライン講座」など、だれでも、いつでも、どこでも学ぶことができる環境づくり、組織を越えた連携を図ること、学んだ経験や成果を生かす活躍の場をもうけること等が、町の生涯学習施策に必要と思われる。

このような本町の特色や社会の変化、住民ニーズを踏まえ、子どもから高齢者まで、様々な活動を通して、それぞれの能力を生かすことができるよう、今後とも、魅力ある活動機会の提供や活動の場の整備・充実などに取り組んでいく必要がある。その中では、本町の歴史・文化や自然、様々な地域活動の蓄積を生かし、親しみと特色ある活動機会の提供なども大切である。

ウ スポーツの振興

人口減少、少子高齢化が進み、スポーツやコミュニティを支える担い手不足が顕在化しており将来に向けた人材育成と、誰もが利用できるスポーツの環境を整備する必要がある。

子どもの体を動かす時間の減少が問題となっており、小学生の体力・運動能力調査では体力の低下傾向が見られる。中学生は、平均値が微増であり部活動や地域スポーツクラブなどのスポーツ活動が体力・運動能力の維持に重要な要素となっていると考えられる。今後、部活動の地域展開が進められることから、中学生のスポーツをする環境をどのように維持するのか、体力・運動能力を低下させることのないように地域意識を高める必要がある。一般成人のスポーツの関わりは、各種スポーツ団体に参加しての活動が中心になっており、スポーツを定期的に行っている町民は限られていると思われる。

本町には、活発に活動するスポーツ団体やチームが多数存在する。中でも、国内外で活躍するアスリート及び地域密着型のクラブチームが本町に拠点を置いて活動しており、町民の誇りとなっている。それらの団体の活動や活躍が多くの町民に伝わっておらず、全町的な一体感や連帯感を醸成するまでにいたっていない。

(2) その対策

ア 学校教育

北広島町教育委員会は義務教育基本計画「きたひろしま・夢・まなびプラン」を基軸とし、学校教育に取り組んできた。平成23年からはキーワードとして「体・徳・知の基礎基本で大きな夢を！」を新たに定め、児童生徒の体力向上を進めている。この間、小学校の統廃合や学校建築も一定程度進捗している。平成27年度には北広島町人口ビジョンと総合戦略が策定され、教育委員会は「ふるさとを愛する心と夢を育む教育の推進」を担うこととなった。また、令和2年3月には「第2次北広島町義務教育振興基本計画」(令和2年度～令和11年度)を策定し、これまで取り組んでいる小中一貫教育、特色ある学校づくり、学力向上、教職員の指導力向上を一層深化させ、健やかな体・豊かな心をベースにした学力向上に取り組む。子どもたちが豊かな心やふるさとを愛し誇りに思う気持ちを育むためには、地域の教育力を高める仕組みづくりが必要であり、コミュニティスクール等を推進し、学校と地域の連携を深める。北広島町の自然や地域の産業など地域の誇りや感動体験を各学校の同学年が共有することで仲間意識の醸

成や町内には多くの友達がいることを感じる「北広島ふるさと夢プロジェクト事業」を展開し、「北広島町に住みたい、北広島町に貢献したい」と思う子どもの育成に取り組む。また、町内の高校支援を行い、高校の活性化を図る。

教育施設の整備方策としては、公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら築 25 年以上の学校校舎や体育館など計画的な施設改修を進めていく。また、給食施設の施設・設備については、安心・安全な給食を安定的に提供するため、適切な管理運営を実施する。

あわせて、学校体育館や特別教室への空調機器の整備を行うことにより、安心・安全な教育環境の充実を図る。

社会のグローバル化、情報化に対応していくため、GIGA スクール構想の推進など、情報及び ICT 活用能力の育成のための環境整備を行う。

イ 生涯学習等

令和 2 年度に策定した「北広島町生涯学習推進計画」（令和 3 年度～令和 9 年度）では、基本理念を「学び」からはじまるひとづくり・つながりづくり・まちづくりとし、住民一人ひとりのやりたいことを引き出し、そのアイデアを共に育て、楽しみや幸せ感を育みながら実現する支援を行うこととしている。

北広島町の特徴である豊かな自然環境と里山文化を継承し、まちに暮らす一人ひとりが、スポーツや文化活動、また自分の実現したい様々な活動を楽しむ事を通して自分らしく活躍し、互いを認め合う、心豊かな暮らしと、笑顔があふれ、一人ひとりが輝く「ふるさと北広島」を未来へつないでいく。

「ひとづくり」ではすべての人への「学び」の提供と支援を行うために、住民の「学び」への意欲を引き出し、幅広い世代へ学習機会に関する情報を提供するとともに、地域の課題等を的確に捉えた学びを企画し、住民の主体的な学びを支援する。

「つながりづくり」では、「学び」を通じたつながりづくりの推進として、組織を越えた連携と協働を行い、学びを推進する。また、学びを通して、人と人、人と自然・歴史・文化などをつなぎ、新たなまちの魅力を作り出す。

「まちづくり」では、「学び」とつながりを生かしたまちづくりの推進として、地域の資源を学ぶことにより、ふるさと北広島への愛着を醸成する。学びの成果を地域へ還元し、つながりを生かした持続可能なまちづくりを目指す。

ウ スポーツの振興

「町民がスポーツを通じて幸福感・満足感を実感できるまちづくり」を基本理念とした第 2 期北広島町スポーツ推進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）を策定した。

その中で、競技スポーツはもちろん、ラジオ体操や散歩、神楽や草刈りなどの身体活動が伴う地域活動などを「するスポーツ」として、スタジアムやテレビでの観戦、運動会や球技大会など身近な人の応援などで感動や感激を味わうことを「みるスポーツ」として、スポーツイベントのボランティア参加、応援しているスポーツ団体の支援などで、やりがいや生きがいを実感することを「ささえるスポーツ」として定義し、「する」、「みる」、「ささえる」などのスポーツを通じた活動全般を「きたひろスポーツ（通称「きたスポ」）」と定義し、町の課題解決に向けて取り組みを進めてきた。今後、第 3 期北広島町スポーツ推進計画（令和 8 年度～令和 12 年度）により引き続き取組を進めていく。

具体的な取り組みとしては、きたスポを通じて、共生社会の実現、健康長寿社会の実現、地域経済の活性化、地域の活性化、トップアスリートの支援等に取り組む。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小中学校校舎等改修事業	北広島町	
	屋内運動場	小中学校屋内運動場改修事業	北広島町	
	屋外運動場	学校グラウンド排水事業	北広島町	
	水泳プール	学校プール撤去事業	北広島町	
	寄宿舎			
	教職員住宅			
	スクールバス・ボート			
	給食施設	学校給食施設整備事業	北広島町	
	その他	情報教育推進事業	北広島町	
		学校施設解体事業	北広島町	
	(2) 幼稚園			
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	まちづくりセンター・地域づくりセンター大規模改修事業	北広島町	
	集会施設	集会所等整備事業[全域]	北広島町	
	体育施設	運動公園施設整備事業[全域]	北広島町	
	図書館	図書館改修事業	北広島町	
	その他			
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	幼児教育			
	義務教育	北広島ふるさと夢プロジェクト事業	北広島町	
		学校プール撤去事業	北広島町	
		学校施設解体事業	北広島町	
	高等教育	高校支援事業	北広島町	
	生涯学習・スポーツ	集会施設除却事業	北広島町	
	その他			
	基金積立	北広島町過疎地域持続的発展基金積立	北広島町	
(5) その他				

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

今後適切に維持管理し、長寿命化を図るが、耐震性のないものや長寿命化の費用対効果が薄いと思われるものは、人口推移を考慮しながら、必要な機能や規模について検討していく。

なお余剰となっている施設については、地元協議により利活用を図るが、活用策を見いだせないものは除却を進める。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町には、過疎化や少子・高齢化の進行により、高齢化率（老年人口比率）が50%を超えている集落が多数存在するなど、集落機能が低下しコミュニティ機能の維持が懸念される状況も生じており、それぞれの状況に応じた集落のあり方や対策を検討する必要がある。

また、本町において、それぞれの集落等の個性を生かしながら、均衡ある発展を図っていくためには、相互交流と相互理解を深め、地域の主役である住民がまちづくりに参加し、行政と住民とのパートナーシップのもとに、連携して一步一步、目標に向けて取り組んでいくことが大切である。特に集落機能の維持が困難になり活力が低下した地域に対し、集落の課題等の実態を把握し集落の維持・活性化に向けた地域支援活動を推進するため、積極的に専門スタッフの配置や外部人材の登用などに取り組む必要がある。

(2) その対策

ア 集落等の生活環境の整備

役場本庁周辺や各支所の空きスペース及び文化交流施設など、広域・地域拠点における主要な施設を整備することにより、本町の速やかな一体性の確保に資するとともに、様々な交流拠点の充実を図り、拠点間の役割分担と連携に基づくネットワークを構築し、それらが有効に活用される地域を目指す。

また、それぞれの集落などにおける定住を促進するため、住宅・宅地やコミュニティ施設、上下水道等の整備、住宅整備の支援などに努める。

イ コミュニティづくり

それぞれの地域やコミュニティなどで、住民主体のまちづくり活動が拡充・展開されるよう自治会組織などへの支援を行う。

また、本町における地域の特色を生かした多様な交流活動やコミュニティ活動、ボランティア活動などを推進するとともに、地域間や団体間などの相互交流を促進し、参加と交流を大切にした豊かな地域社会の形成に努める。

さらに、コミュニティ活動やボランティア活動などを推進するため、本町におけるまちづくりの担い手などの協力と参加を得ながら、人材の確保・養成や情報の提供などに取り組むとともに、本町にある各種コミュニティ施設の有効活用と活動の場の整備・充実に努める。

ウ 集落支援

集落の状況はそれぞれ異なるため、住民と協力して集落を点検し実情を把握するとともに、その結果を踏まえた住民の話合いにより、集落の現状や直面している課題、将来像について認識を深める。そして、それらの課題を解決するため地域力の維持・強化に資する地域支援活動を実施するため、人的な支援策として地域の実情に精通している人材を「集落支援員」として配置、農村と都市との交流・共生や地域づくり活動に意欲のある都市住民を「地域おこし協力隊」として受け入れ、地域力の維持向上を図る。また、大学等の教育機関と連携・協力し人材、知識、情報などの資源を活用して相互に協力することにより、地域活性化の取り組みを行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備			
	基金積立	北広島町過疎地域持続的発展基金積立	北広島町	
	(3) その他	集会所等整備事業	北広島町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

今後の人口推移を考慮しながら、必要な機能や規模について検討していく。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は、数多くの文化財にめぐまれた地域である。古保利薬師の仏像群、中世城館遺跡群、ユネスコの無形文化遺産「壬生の花田植」をはじめとした歴史遺産、民俗芸能と、世界でもここだけというテングシデ群落、特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息するなど、すばらしい自然環境が存在する。こうした国指定の文化財は15を数える。

また、全国的にも特異な芸北神楽は、町内に数多くの神楽団があり、子ども神楽も盛んで、町内はもとより、他都市のイベントなどにも招待されるなど、活発な活動が展開されている。

また、西中国山地の自然学習の拠点である芸北高原の自然館、芸北民俗博物館、歴史民俗資料館、芸北民俗芸能保存伝承館、古保利薬師収蔵庫、万徳院跡歴史公園、戦国の庭 歴史館、鉄のふるさと公園などを整備し、様々な体験学習の場と機会を提供している。

拠点的な文化施設としては、旧町単位に多目的ホールなどを備えた施設が立地している。

図書館は、利用率が高く、手狭になっていたため、図書館機能の拡張が課題であったが、平成30年度に大規模改修を行い、図書館利用の利便性を高めている。

今後とも、文化財や自然環境の保全・活用に取り組むとともに、全町的な施設・資源のネットワーク化を意図しながら、既存施設の充実と有効活用、新たな文化施設などの整備を計画的に進める必要がある。

(2) その対策

神楽や田楽など本町全域にわたって伝えられている郷土芸能、吉川氏城館跡や製鉄遺跡をはじめとした広域的に分布している史跡・遺跡などについては、つながりを持って保存・継承・活用し、地域の特色や魅力の創出に努める。

また、それぞれ固有の特色を有する歴史的・文化的資源の保存・継承と活用を図るとともに、地域全体としての特色を明らかにするため、博物館・博物館類似施設の統合と拠点館の充実を図る。

加えて、数多くの芸術家を輩出した文教地域に文化施設を整備し、他の社会教育施設とのネットワーク化に取り組む。

さらに、個体群の絶滅が危惧される動植物やたくさんの命をはぐくむブナの原生林、西日本有数の湿原など自然資源の保護に努めるとともに、芸北高原の自然館を拠点施設とし自然や環境の学習を進める。

加えて、生物多様性の保全と活用を進め、町内の小中学校の児童生徒や学術研究に興味のある地域住民が、自然資源を通じた活発な交流を展開できるよう努める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	図書館機能拡張整備事業[大朝地域]	北広島町	
		テングシデ周辺保全整備事業[大朝地域]	北広島町	
		ユネスコの無形文化遺産活用事業[千代田地域]	北広島町	
		吉川氏城館跡の改修事業[大朝・千代田・豊平地域]	北広島町	
		史跡等整備推進事業	北広島町	
		地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	北広島町	
		文化施設茅葺屋根改修事業[芸北・千代田地域]	北広島町	
	その他			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	ユネスコの無形文化遺産継承活用事業[千代田地域]	北広島町	
		史跡吉川氏城館跡活用事業[豊平地域]	北広島町	
		地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	北広島町	
		古保利・壬生地域周辺整備基本計画策定事業[千代田地域]	北広島町	
		吉川氏城館跡の修理事業[大朝・千代田・豊平地域]	北広島町	
	基金積立	北広島町過疎地域持続的発展基金積立	北広島町	
	(3) その他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

今後適切に維持管理し、長寿命化を図るが、耐震性のないものや長寿命化の費用対効果が薄いとされるものは、人口推移を考慮しながら、必要な機能や規模について検討していく。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

豊かな自然を有する本町では、自然エネルギーを活用した太陽光発電や小水力発電、またバイオマス利活用の取り組みが行われている。持続可能な社会の形成や地球温暖化防止の意識を向上させるため、さらなる普及啓発が必要である。

(2) その対策

平成 29 年 3 月に策定した「環境基本計画」（平成 29 年度～令和 8 年度）及び気候変動対策を定めた「北広島町地球温暖化対策実行計画」（令和 5 年度～令和 12 年度）に基づき、公共施設への整備検討や住民及び事業者への普及啓発を強化し、環境に配慮したまちづくりを検討する。

また、小水力発電設備の更新とともに、かつて存在した小水力発電を再興し、自然エネルギーを確保し、町内へのエネルギーの地域内循環を目指す。

その他、教育現場において使用する EV バスの導入や近年の気候変動に伴って豪雨災害が頻発するエリアに避難所をはじめとしたインフラ施設を結ぶ自営線マイクログリッドの構築を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	川小田小水力発電所更新・蓄電池導入事業	北広島町		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー利用			
		基金積立	北広島町過疎地域持続的発展基金積立	北広島町	
	(3) その他		EVバス導入事業	北広島町	
			自営線マイクログリッド構築事業	北広島町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

公共施設の新築・改修時には、省エネルギー型の建築設計などに努め、地域への省エネ意識の啓発を図るとともに、多様な再生可能エネルギー利用設備の導入を検討する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 本庁・支所

本町は、合併に伴い、行政組織の再編のもとに、行政サービスの中心となる本庁を千代田地域に置き、芸北、大朝、豊平地域には支所を置き、それぞれの地域における行政サービス拠点としての役割を担っている。

支所については、今後も余剰スペースの有効活用を進める必要があり、その他の公共施設についても、その位置づけや役割、施設間の役割分担や連携を検討することが求められている。

イ 国土調査

本町の行政区域の面積は646.20 km²であり、その98.5%にあたる636.56 km²が国土調査対象面積であるが、まだ調査を実施していない区域がある。

このため、山林部の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、地籍の明確化を図るため、国土調査（地籍調査）を計画的に進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 本庁・支所のネットワーク化と行政サービスの充実

本庁（千代田地域）は、比較的人口の集積している八重地区、壬生地区及びその周辺におけるその他の公共公益施設などとともに、広域拠点としての充実・強化に努める。

支所（芸北・大朝・豊平地域）は、それぞれの地域における行政サービス拠点としての役割を担い、窓口サービス等の低下にならないよう、適正な組織の維持や人員の配置を図る。また、余剰スペースの有効活用を図り、支所周辺の公共公益施設などとともに、地域拠点としての充実・強化に努める。

さらに、本庁、支所及び支所相互の情報ネットワークや連携・協力体制の構築を図り、行政の総合力の強化と行政サービスの高度化、迅速化などにも取り組む。

イ 国土調査の実施

山林部の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、地籍の明確化を図るため、第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、国土調査（地籍調査）を計画的に進める。

ウ 基金

将来にわたり安心安全に暮らすことができる地域社会を実現することを目的に、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められている事業に充当するため必要に応じて基金の積み立てを行う。

なお、当該事業の実施に当たっては、本旨に基づき基金の取り崩し等が行われるものである。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12その他地域の 持続的発展 に関し必要な 事項		支所改修事業	北広島町	
		国土調査事業[大朝・千代田地域]	北広島町	
		北広島町過疎地域持続的発展基金積立	北広島町	
		北広島町公共施設等総合管理基金積立	北広島町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

今後の人口推移を考慮しながら、必要な機能や規模について検討していく。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、 人材育成	求人情報センター事業	求人情報の提供、あっせんを行い、雇用の創出を図る	北広島町	雇用の創出により人口減少に歯止めをかけるものであり、当該事業の効果は将来に持続的に及ぶものである。
	暮らしアドバイザー配置事業	定住希望者への定住支援業務を行い、町内への移住・定住促進を図る	北広島町	移住・定住促進を図ることにより人口減少に歯止めをかけるものであり、当該事業の効果は将来に持続的に及ぶものである。
	空き家情報バンク事業	希望者へ空き家情報を提供し、町内への移住・定住促進を図る	北広島町	移住・定住促進を図ることにより人口減少に歯止めをかけるものであり、当該事業の効果は将来に持続的に及ぶものである。
	移住定住相談会事業	大都市圏などで移住定住相談会を行い、町内への移住・定住促進を図る	北広島町	移住・定住促進を図ることにより人口減少に歯止めをかけるものであり、当該事業の効果は将来に持続的に及ぶものである。
	移住者ネットワーク構築事業	移住者同士や地域住民とのコミュニケーション構築を支援し、移住・定住促進を図る	北広島町	移住・定住促進を図ることにより人口減少に歯止めをかけるものであり、当該事業の効果は将来に持続的に及ぶものである。
	空き家再生等推進事業(利活用)	空き家の有効活用を図り、活気のあるまちづくりをめざす	北広島町	空き家の有効活用により地域活性化を促進するものであり、当該事業の効果は将来に持続的に及ぶものである。
	農山村体験交流推進事業	児童、生徒等に田舎体験を提供することにより、都市と農山村地域の交流を図る	北広島町	児童、生徒等に田舎体験を提供し、都市と農山村地域の交流を図ることにより将来的な関係人口の創出など、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	北広島町過疎地域 持続的発展基金積立	移住、定住及び地域間交流の促進事業・人材育成事業の財源とし、過疎計画期間中または過疎法失効後に必要に応じて処分し事業に充てることとする	北広島町	「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」事業に充てる財源として基金積立をすることにより地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
2 産業の振興	産直活性化対策事業	産直市場の活性化を図る	北広島町	農産物の販売促進により地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	農作業雇用助成事業	農作業従事者確保を支援し、担い手の育成、新規就農者の確保・育成に取り組む	北広島町	担い手の育成及び新規就農者の確保・育成により、農業の持続的発展を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	お米の町北広島町ブランディング事業	お米グランプリの開催、商品開発・販路拡大、飲食店、観光関連事業者等と連携した観光入込客数の拡大、協議会の構築、情報発信の充実	北広島町	お米のブランディングにより、担い手育成などを図り、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	北広島町ビジネス創造支援補助事業	中小企業・小規模事業者の起業・創業を支援	北広島町	新たな産業の創出により地域経済の発展と地域社会の発展を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	北広島町産業フェア開催事業	北広島町産業フェア開催に伴う事業費	北広島町	町内企業の技術や製品を町民等に広く周知し、町内のモノづくりに対する理解を深め消費拡大や雇用につなげることで、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	町内企業マッチングプロジェクト	企業ニーズに対応した人材や企業とのマッチングなどに対する支援	北広島町	地元企業への雇用を促し、人口流出に歯止めをかけるなど、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	経営改善制度支援事業	小規模事業者経営改善資金利子補給に対する補助	北広島町	小規模事業者の経営を改善することにより地域経済の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	商店街活性化支援事業	商店街の活性化に対する補助などの支援	北広島町	商店街の活性化に対する補助などの支援を行うことにより、地域経済の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	空き店舗対策事業	空き店舗を活用した事業を実施	北広島町	空き店舗を活用した事業を実施することにより地域経済の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	地域通貨運用事業	地域通貨運用事業	北広島町	即効性のある経済対策として地域通貨ユート を発行し、プレミアムをつけて消費者の購買意 欲を喚起し、地域内の消費拡大及び地域経済 の活性化を図るなど、事業効果は将来に持続 的に及ぶものである。
	北広島町事業承継事 業	町内事業所の円滑な事業承継を行う中小 企業者・小規模事業者を支援	北広島町	町内事業者の維持継続により地域経済の発 展と地域社会の発展を図るものであり、事業効 果は将来に持続的に及ぶものである。
	新商品開発&ブラッ シュアップ、ブランド化 事業	町内事業者の自社商品・サービスの競争力 強化を図る	北広島町	町内事業者の競争力強化により地域経済の 活性化を図るものであり、事業効果は将来に 持続的に及ぶものである。
	スキー場再生プロジェ クト	スキー場の活性化を支援する	北広島町	スキー場の振興及び認知度向上により、産業 活性化及び交流人口の創出を行うなど、事業 効果は将来に持続的に及ぶものである。
	スポーツ観光促進事 業	スポーツツーリズムによる誘客の増を図る	北広島町	スポーツを通じた交流人口の創出を行うこと により、地域社会の活性化を図るものであり、 事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	北広島観光プロモー ション事業	北広島町の観光振興のため、北広島町の 認知度を向上させる事業を実施する	北広島町	北広島町の観光振興のため、北広島町の認 知度を向上させる事業を実施することにより関 係人口の創出を行うなど、事業効果は将来に 持続的に及ぶものである。
	神楽振興対策事業	神楽ファンの拡大に向けた情報発信の実施 及び神楽公演に対する支援	北広島町	伝統芸能である「神楽」を町内外に情報発信 することにより後継者育成や関係人口の創出 を行うなど、事業効果は将来に持続的に及ぶ ものである。
	観光まちづくり計画策 定事業	北広島町の観光振興のための計画を策定 する	北広島町	北広島町の観光振興のための事業を実施す ることにより交流人口・関係人口の創出を行 うなど、事業効果は将来に持続的に及ぶもの である。
	広域観光連携周遊促 進事業	近隣自治体による連携により観光周遊を促 進する	北広島町	広域連携した観光振興により交流人口の創出 を行うなど、事業効果は将来に持続的に及ぶ ものである。
	観光施設除却事業	観光施設の適正配置により観光振興を図る	北広島町	公共施設等総合管理計画に基づく除却事業 により地域社会の活性化を図るものであり、 事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	北広島町過疎地域 持続的発展基金積立	産業の振興事業の財源とし、過疎計画期間 中または過疎法失効後に必要に応じて処 分し事業に充てることとする。	北広島町	産業の振興事業の財源とし、基金積立をす ることにより地域社会の活性化を図るもので あり、事業効果は将来に持続的に及ぶもの である。
3 地域における 情報化	ケーブルテレビサービ ス事業	魅力ある番組作りにより、ケーブルテレビの サービス向上を図る	北広島町	魅力ある番組作りにより、町内の情報発信や 住民サービスにつなげるなど、事業効果は将 来に持続的に及ぶものである。
	防災行政用無線施設 撤去事業	防災行政用無線施設の集約・適正配置に より防災体制の維持向上を図る	北広島町	公共施設等総合管理計画に基づく除却事業 により地域社会の活性化を図るものであり、 事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	北広島町過疎地域 持続的発展基金積立	地域における情報化事業の財源とし、過疎 計画期間中または過疎法失効後に必要に 応じて処分し事業に充てることとする	北広島町	地域における情報化事業の財源とし、基金積 立をすることにより地域社会の活性化を図る ものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶ ものである。
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	バス運行事業	バス運行への支援により、生活交通を確保 する	北広島町	地域住民にとって必要不可欠な移動手段であ る生活交通路線としてのバス運行への支援を 行い、運行確保を図るなど、事業効果は将 来に持続的に及ぶものである。
	北広島町過疎地域 持続的発展基金積立	交通施設の整備事業・交通手段の確保事 業の財源とし、過疎計画期間中または過疎 法失効後に必要に応じて処分し事業に充 てることとする	北広島町	交通施設の整備事業・交通手段の確保事業 の財源とし、基金積立をすることにより地域 社会の活性化を図るものであり、事業効果は 将来に持続的に及ぶものである。
5 生活環境の 整備	消防施設除却事業	消防施設の集約・適正配置により消防力の 向上を図る	北広島町	公共施設等総合管理計画に基づく除却事業 により地域社会の活性化を図るものであり、 事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	北広島町過疎地域 持続的発展基金積立	生活環境の整備事業の財源とし、過疎計画 期間中または過疎法失効後に必要に応じて 処分し事業に充てることとする	北広島町	生活環境の整備事業の財源とし、基金積立を することにより地域社会の活性化を図るもの であり、事業効果は将来に持続的に及ぶもの である。
6 子育て環境 の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上 及び増進	ファミリー・サポート・セ ンター運営事業	育児や介護について相互援助し、福祉の 向上を図る	北広島町	育児や介護について相互援助し、福祉の向上 を図ることにより、地域社会の活性化を図るも のであり、事業効果は将来に持続的に及ぶも のである。
	少子化対策事業 (結婚支援・結婚・ 妊娠・出産・育児等の 啓発事業)	独身男女の出会いの場提供イベントについ て、直営及び地域団体への補助、啓発事 業の実施する	北広島町	独身男女の出会いの場提供イベントについ て、直営及び地域団体への補助、啓発事業の 実施することにより、地域社会の活性化を図 るものであり、事業効果は将来に持続的に及 ぶものである。
	こども第三の居場所管 理運営事業	困難を抱える子どもたちを含め、すべての 子どもたちが将来の自立に向けて生き抜く 力を育めるよう支援する	北広島町	子どもの心身の健全な発育と将来の自立を図 るものであり、事業効果は将来に持続的に及 ぶものである。
	子ども・子育て支援事 業計画策定事業	教育・保育事業の量と質の確保及び子育て 支援事業の充実を図るとともに、子どもと保 護者が幸せに住み続けることができるため 計画を策定する	北広島町	子育て施策の充実により地域社会の活性化を 図るものであり、事業効果は将来に持続的に 及ぶものである。
	保育所除却事業	児童福祉施設の集約・適正配置により子育 て環境の維持向上を図る	北広島町	公共施設等総合管理計画に基づく除却事業 により地域社会の活性化を図るものであり、事 業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	北広島町過疎地域 持続的発展基金積立	子育て環境の確保事業・高齢者等の保健 及び福祉の向上及び増進事業の財源とし、 過疎計画期間中または過疎法失効後に必要 に応じて処分し事業に充てることとする	北広島町	子育て環境の確保事業・高齢者等の保健及 び福祉の向上及び増進事業の財源とし、基金 積立をすることにより地域社会の活性化を図 るものであり、事業効果は将来に持続的に及 ぶものである。
7 医療の確保	北広島町過疎地域 持続的発展基金積立	医療の確保事業の財源とし、過疎計画期間 中または過疎法失効後に必要に応じて処 分し事業に充てることとする	北広島町	医療の確保事業の財源とし、基金積立をす ることにより地域社会の活性化を図るもので あり、事業効果は将来に持続的に及ぶもの である。
8 教育の振興	北広島ふるさと夢プロ ジェクト	子どもたちに町の魅力を再認識させ、将来 「北広島町に住みたい、北広島町のために 貢献したい」と思える子どもの育成を図る	北広島町	子どもたちに町の魅力を再認識させ、将来「北 広島町に住みたい、北広島町のために貢献し たい」と思える子どもの育成を図ることにより 地域社会の活性化を図るものであり、事業効果 は将来に持続的に及ぶものである。
	学校プール撤去事業	学校体育施設の集約・適正配置により教育 環境の充実を図る	北広島町	公共施設等総合管理計画に基づく除却事業 により地域社会の活性化を図るものであり、事 業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	学校施設解体事業	学校施設の適正配置により安心・安全な教 育環境の充実を図る	北広島町	公共施設等総合管理計画に基づく除却事業 により地域社会の活性化を図るものであり、事 業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	集会施設除却事業	集会施設の適正配置により持続可能なまち づくりを目指す	北広島町	公共施設等総合管理計画に基づく除却事業 により地域社会の活性化を図るものであり、事 業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	高校支援事業	地元高等学校の魅力アップに向けて、学校 独自の取り組みや中高一貫教育、部活動 等への支援を行う	北広島町	地元高等学校の魅力アップに向けて、学校独 自の取り組みや中高一貫教育、部活動等 への支援を行うことにより地域社会の活性化を 図るものであり、事業効果は将来に持続的に 及ぶものである。
	北広島町過疎地域 持続的発展基金積立	教育の振興事業の財源とし、過疎計画期間 中または過疎法失効後に必要に応じて処 分し事業に充てることとする	北広島町	教育の振興事業の財源とし、基金積立をす ることにより地域社会の活性化を図るもので あり、事業効果は将来に持続的に及ぶもの である。
9 集落の整備	北広島町過疎地域 持続的発展基金積立	集落の整備事業の財源とし、過疎計画期間 中または過疎法失効後に必要に応じて処 分し事業に充てることとする	北広島町	集落の整備事業の財源とし、基金積立をす ることにより地域社会の活性化を図るもので あり、事業効果は将来に持続的に及ぶもの である。
10 地域文化の 振興等	ユネスコの無形文化 遺産継承活用事業	壬生の花田植の継承、更なる活用を検討 し、ユネスコの無形文化遺産としての名声を 高め、観光客の増加を図る	北広島町	壬生の花田植の継承、更なる活用を検討し、 ユネスコの無形文化遺産としての名声を高め、 観光客の増加を図ることにより地域社会の活 性化を図るものであり、事業効果は将来に持 続的に及ぶものである。
	史跡吉川氏城館跡 活用事業	史跡の活用を検討し、観光客の増加を図る	北広島町	史跡の活用を検討し、観光客の増加を図るこ とにより地域社会の活性化を図るものであり、 事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	地域の特色ある埋蔵 文化財活用事業	町内にある史跡等の再発見のため、体験学習会・見学会・シンポジウム・講演会の等の開催し、町内指定文化財のガイドブック作成などの事業に充てる	北広島町	町内にある史跡等の再発見のため、体験学習会・見学会・シンポジウム・講演会の等の開催し、町内指定文化財のガイドブック作成などの事業に充てることにより地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	古保利・壬生地域周 辺整備基本計画策定 事業	地域の北玄関口である壬生、有田地域の文化財を整備し活用するための基本計画策定に充てることにする	北広島町	地域の北玄関口である壬生、有田地域の文化財を整備し活用するための基本計画策定に充てることにより地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	吉川氏城館跡の修理 事業[大朝・千代田・ 豊平地域]	史跡の適正な維持管理を行い、歴史的・文化的資源の保存・継承と活用を図る	北広島町	史跡の適正な維持管理を行い、観光客の増加を図ることにより地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	北広島町過疎地域 持続的発展基金積立	地域文化の振興等事業の財源とし、過疎計画期間中または過疎法失効後に必要に応じて処分し事業に充てることとする	北広島町	地域文化の振興等事業の財源とし、基金積立をすることにより地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	北広島町過疎地域 持続的発展基金積立	再生可能エネルギーの利用の推進事業の財源とし、過疎計画期間中または過疎法失効後に必要に応じて処分し事業に充てることとする	北広島町	再生可能エネルギーの利用の推進事業の財源とし、基金積立をすることにより地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
12 その他地域 の持続的発 展に関し必 要な事項	北広島町過疎地域 持続的発展基金積立	公共施設等総合管理計画に基づく除却事業の財源とし、過疎計画期間中または過疎法失効後に必要に応じて処分し事業に充てることとする	北広島町	公共施設等総合管理計画に基づく除却事業の財源とし、基金積立をすることにより地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。